

《 第 5 章 》

各 種 資 料

用語解説

用語	解説	初出ページ
あ行		
アセットマネジメント	<p>資産 (asset) を効率よく管理・運用 (management) すること。</p> <p>公共インフラを効率よく管理し、低コストで維持・補修・新築していくこと。</p>	4
新しい公共	<p>公共サービスを行政だけでなく、市民や地域コミュニティ協議会、NPO、企業など多様な主体が、その特性を活かし、新たに公共サービスの提供を担っていくという考え方。</p> <div data-bbox="550 891 1241 1294" data-label="Diagram"> </div> <p>これまでの、公共サービスはもっぱら行政により提供されるものと考えられており、「公共」の範囲と行政により提供されるサービスの範囲は、おおむね一致していました。しかしながら、人口減少や少子・超高齢社会の進展、地域主権型社会への転換など、社会構造が大きく変化する中で、「公共」の守備範囲が拡大する一方で、経営資源の制限(限界)等により、行政で対応し得る範囲が縮小するため、「公共」の範囲と行政により提供されるサービスの範囲に相当のズレが生じてきています。このようにして生じた「ズレ」の領域についても、あくまで「公共」の領域であることには変わりはなく、この領域のサービスが提供されないとすることはできません。この部分について、行政が一定の関わりを持ちつつ、新たに民間企業や市民、地域コミュニティ協議会、NPOが担うことによって、従来の行政のやり方だけでは対応できなくなってしまった領域や内容のサービス提供が可能となります。</p> <p>出展：「分権型社会における自治体経営の刷新戦略ー新しい公共空間の形成を目指してー」（分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会）</p>	6

用 語	解 説	初 出 ページ
一般会計	市の会計の一つで、最も中心となる会計のこと。 行政運営の基本的な経費を網羅して計上。 一般会計とは別に特別会計，企業会計がある。	2
医療クランク	病院勤務医の負担を軽減するために，医師の事務作業を補助する職員のこと。	6 7
インセンティブ	人や組織に行動を促す動機付けのことを意味し，意欲を刺激することで，特に目標を達成したときなどに与える報奨のこと。	2 1
NPO	自発的，公益的，非営利性のある市民活動を行う組織体をいい，特定非営利活動法人格の有無は問わない。	6
太田第2土地区画整理事業	<p>土地区画整理事業とは，都市計画区域内の土地について，公共施設の整備・改善および宅地の利用の増進を図ることを目的に，土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更，公共施設の新設・変更に関する事業。</p> <p>地区内の地権者の方々から減歩（土地区画整理事業の前後で，その対象枠内の宅地所有者の土地が減少すること）により土地を提供していただいて，道路や公園，上下水道を整備し，快適で美しく環境に配慮したまちづくりを行う事業。</p> <p>市では，これまで6地区（戦災復興，松島，弦打，古高松，南部第1，太田第1）の土地区画整理事業を完了しており，太田第2土地区画整理事業は，市が施行する7番目の土地区画整理事業となる。</p>	3
公の施設指定管理者制度導入実施計画	<p>本市が定めた公の施設に係る指定管理者制度導入に当たっての全体的な計画。</p> <p>平成17年4月に策定。</p> <p>指定管理者制度</p> <p>自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（「公の施設」）を，民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度のこと。</p>	5

用語	解説	初出ページ
か行		
香川滞納整理推進機構	<p>三位一体改革による本格的な税源移譲に伴い、地方税の滞納を圧縮し、その徴収確保を図ることは、地方分権を推進するためにも、また、税負担の公平性の観点からも、重要になっている。</p> <p>このため、全国でも初めての試みとして、県と県内すべての市町、滞納整理組合が構成員となって、平成17年8月に設立した機構のこと。</p> <p>機構では、県の税務職員が、県内すべての市町と滞納整理組合の併任職員となり、市町の担当者などと一緒に、滞納整理を進めていく。</p>	3
外郭団体	<p>当該団体の基本財産、資本金等に占める市の出資金または出捐金の割合が25%以上であり、かつ、市の出資または出捐の割合が最も大きい法人のこと。</p>	32
企業会計	<p>民間企業的な事業経営をしている会計のことで、地方公営企業法全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のこと。</p> <p>市には、水道事業や病院事業の企業会計がある。</p>	32
基礎自治体	<p>国の地方行政区画の中で最小の単位で、首長や地方議会などの自治制度があるもの。</p> <p>日本の場合、市区町村。</p>	2
行財政改革	<p>従来 of 行財政の仕組みを改めて、よりよいものにする</p> <p>こと。</p>	2
行財政改革計画策定プロジェクトチーム	<p>第5章 各種資料 149P 参照</p>	29
行財政改革推進委員会	<p>市の行財政改革の推進に関する意見や提言等をいただくため市が設置している、市民や有識者等で構成する委員会のこと。</p>	20
行財政システム	<p>行政活動(政策・施策・事務事業)の手段や財政運営のあり方など、行政全般の仕組み。</p>	2

用語	解説	初出ページ									
行政コスト計算書	<p>企業会計（企業に適用される会計）の「損益計算書」に該当するものといわれており、地方公共団体の行政サービスに伴う「費用」と、サービス利用者が直接負担する使用料・手数料などの「収益」を示すもの。</p> <p>経常的なコストの水準とそれを受益者負担でどれほど賄っているかを把握することができる。</p> <div data-bbox="1046 255 1222 649" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">経常行政コスト A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人にかかるコスト</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">物にかかるコスト</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移転支的コスト</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他のコスト</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">経常収益 B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業に対する受益者負担</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">純経常行政コスト</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">不足する額(=A-B)は、一般財源や国・県の補助金等で賄う。</td> </tr> </table> </div>	経常行政コスト A	人にかかるコスト	物にかかるコスト	移転支的コスト	その他のコスト	経常収益 B	事業に対する受益者負担	純経常行政コスト	不足する額(=A-B)は、一般財源や国・県の補助金等で賄う。	3
経常行政コスト A											
人にかかるコスト											
物にかかるコスト											
移転支的コスト											
その他のコスト											
経常収益 B											
事業に対する受益者負担											
純経常行政コスト											
不足する額(=A-B)は、一般財源や国・県の補助金等で賄う。											
行政財産	<p>市において公用または公共用に供し、または供することを決定した財産のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用財産（市が直接使用する財産） 庁舎、消防施設など。 ・ 公共用財産（市民が共同利用する財産） 学校、図書館、公民館、公営住宅、公園など。 	103									
行政評価システム	<p>施策・政策の目標に対する達成度や有効性を評価する仕組みのこと。</p>	10									
協働	<p>複数の主体が、何らかの目標を共有し、対等かつ自由な立場で、ともに力を合わせて活動すること。</p> <p>一般的には、市民やNPOと行政との「協働」という使われ方がされる。</p>	6									
協働企画提案事業	<p>市民の発想をいかした事業提案を募集し、NPO等と高松市がよりよき協力者・パートナーとして、お互いの特性をいかし、社会的・公益的な課題にともに取り組み、市民サービスの向上を目指す事業。</p>	6									
経常収支比率	<p>第2章 総論 6 健全財政の目標値 19P 参照。</p>	2									
公営企業繰出金	<p>公営企業 市が、住民の福祉の向上を目的として経営している企業（水道、病院）のこと。</p> <p>繰出金 一般会計から企業会計へ資金を融通している。一般会計から見て「繰出金」、企業会計から見て「繰入金」と呼ぶ。</p>	19									

用 語	解 説	初 出 ページ
公会計の整備	現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みのこと。	3 2
公共施設利用総合情報システム	体育施設や生涯学習施設等の利用について、インターネット上から予約ができるシステムのこと。	5
戸籍事務総合管理システム	電算化以降の戸籍を管理する戸籍管理システム，附票の異動等の管理を行う附票管理システム，除籍や改製原戸籍の管理を行う除籍管理システムなどを統合した戸籍に関する総合管理システムのこと。	5
コミュニティビジネス	市民が主体となって，地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し，またコミュニティの再生を通じて，その活動の利益を地域に還元する事業の総称。	3 5
コンベンション	大会，会議，学会，研修会，講演会，見本市，展示会，博覧会など，人が非日常的に，物・情報・文化等の共通目的を持って一定の場所に集合する催しのこと。	7 7
さ行		
財政調整基金	<p>公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金のこと。</p> <p>この基金のほかに，特定目的の財源対策のために減債基金，生活環境施設整備基金，建設事業基金があり，平成20年度末現在高は，4基金合計で約128億8,000万円。</p>	2
さわやかサービス	本市において平成14年11月から，市民の皆様を温かく迎えるさわやかな市役所づくりの一環として取り組んでいる。	4 5

用 語	解 説	初 出 ページ												
資金収支計算書	<p>コストではなく、あくまで現金の流れを示すもので、その収支を性質に応じて、「経常的収支（人件費や物件費など日常サービスを行うに当たっての継続的な支出およびそれに対する財源）」、「公共資産整備収支（有形固定資産形成のための支出およびそれに対する財源）」、「投資・財務的収支（出資金・貸付金、地方債の元金償還額などの支出およびそれに対する財源）」に区分して表示することで、地方公共団体のどのような活動に資金が必要とされているかを示す。</p> <table border="1" data-bbox="549 721 1066 1039"> <tr> <td>1. 経常的収支</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>2. 公共資産整備収支</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>3. 投資・財務的収支</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>当年度資金増減額</td> <td>$D=A+B+C$</td> </tr> <tr> <td>期首資金残高</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>始末資金残高</td> <td>$E+D$</td> </tr> </table>	1. 経常的収支	A	2. 公共資産整備収支	B	3. 投資・財務的収支	C	当年度資金増減額	$D=A+B+C$	期首資金残高	E	始末資金残高	$E+D$	3
1. 経常的収支	A													
2. 公共資産整備収支	B													
3. 投資・財務的収支	C													
当年度資金増減額	$D=A+B+C$													
期首資金残高	E													
始末資金残高	$E+D$													
事業仕分け	<p>市民サービスの質の向上や業務の効率化に向け、市民の目線での事務事業の見直しを行うため、公開の場において、外部の客観的な視点から、事業の見直しの方向性について議論をすること。</p>	10												
市債	<p>市が借入れを起こした借金。地方債ともいう。 平成20年度末現在（見込）で一般会計には、約1,407億円の市債残高がある。</p>	3												
自主財源	<p>市が自主的に収入することができる財源のこと。 市税，使用料，手数料，財産収入，基金からの繰入金，前年度からの繰越金や貸付金元利収入等の諸収入などがそれに当たる。 それらとは別に国や県から交付され，使用が制限される財源のことを依存財源という。</p>	4												

用語	解説	初出ページ									
自助，共助，公助	<p>社会が必要とする公共サービスの担い手を，内容により区分すること。</p> <p>【自助】自分の責任で，自分自身が行うこと。</p> <p>【共助】自分だけでは解決や行うことが困難なことについて，周囲や地域が協力して行うこと。</p> <p>【公助】個人や周囲，地域あるいは民間の力では解決できないことについて，公共（公的機関）が行うこと。</p>	7									
実質公債費比率	第2章 総論 6 健全財政の目標値 19P 参照。	2									
事務事業	<p>福祉や環境，まちづくりなどの目標を定めた「施策」を実現するために，個々の手段として実施する事務および事業のこと。</p> <p>行政が住民の皆様に提供している「行政サービス」も「事務事業」に当たる。</p>	5									
集中改革プラン	地方公共団体において，行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するための具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画。	2									
受益者負担	サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から，受益者に対し，その受益に応じた一定の負担を求めること。	4									
純資産変動計算書	<p>企業会計の「株主資本変動計算書」に該当するもので，地方公共団体の純資産，つまり資産から債務を差し引いた残りが，期首から期末へ，どのように増減したかを明らかにするもの。</p> <p>総額としての純資産の変動に加え，それがどういった財源や要因で増減したのかについての情報も示され，受益者負担で賄えなかった行政コストがどのような財源で賄われているのかが分かる。</p> <div data-bbox="564 1787 1129 2033" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;">期首純資産残高</td> <td rowspan="4" style="width: 10%; border: none;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; padding: 2px;">当期利益に 当たるもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">- 純経常行政コスト</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">+ 調達財源</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">+ 資産評価替えによる変動額 + 無償受贈資産受入</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">期末純資産残高</td> <td colspan="2" style="border: none;"></td> </tr> </table> </div>	期首純資産残高		当期利益に 当たるもの	- 純経常行政コスト	+ 調達財源	+ 資産評価替えによる変動額 + 無償受贈資産受入	期末純資産残高			3
期首純資産残高		当期利益に 当たるもの									
- 純経常行政コスト											
+ 調達財源											
+ 資産評価替えによる変動額 + 無償受贈資産受入											
期末純資産残高											

用 語	解 説	初 出 ページ		
スクラップアンドビルド	組織や事業等の新設に当たっては、同等のものの廃止を条件とする行政機構における膨張抑止方法のこと。	5		
政策主導型組織	市民に身近なところで、市民本位の政策展開を図るために編成される組織のこと。 本市では、「市民本位の政策主導型組織への転換」を基本理念とし、組織体制の整備を計画的に進めることとしている。	6		
セカンドオピニオン	自分の診療内容あるいは診療方針について、担当医以外の第三者的な立場の医師に意見を求めること。	6 6		
早期健全化基準	自主的な改善努力による財政健全化を図る必要がある基準のこと（いわゆるイエローカード）。 この基準を超えると財政健全化計画の策定と外部監査の要求が義務づけられる（この義務づけは平成20年度決算から適用）。 また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表することになる。	1 9		
た行				
大綱	ある事柄の根本となるもの。	2		
貸借対照表	<p>地方公共団体にどれくらいの資産や債務があるかを示すもの。通常は、左側に「資産の部」として資金を支出することにより形成された資産の内容を表示し、右側には「負債の部」および「純資産の部」として資金の調達内容つまり財源の内訳を表示する。</p> <table border="1" data-bbox="552 1610 1158 1989" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <p>資 産</p> <p>1. 公共資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">将来世代に引き継ぐ社会資本</div> <p>2. 投資等</p> <p>3. 流動資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">債務返済の財源等</div> <p>4. 繰延勘定</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <p>負 債</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">将来世代の負担となる債務</div> <p>純 資 産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">これまでの世代の負担</div> </td> </tr> </table>	<p>資 産</p> <p>1. 公共資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">将来世代に引き継ぐ社会資本</div> <p>2. 投資等</p> <p>3. 流動資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">債務返済の財源等</div> <p>4. 繰延勘定</p>	<p>負 債</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">将来世代の負担となる債務</div> <p>純 資 産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">これまでの世代の負担</div>	3
<p>資 産</p> <p>1. 公共資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">将来世代に引き継ぐ社会資本</div> <p>2. 投資等</p> <p>3. 流動資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">債務返済の財源等</div> <p>4. 繰延勘定</p>	<p>負 債</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">将来世代の負担となる債務</div> <p>純 資 産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">これまでの世代の負担</div>			

用 語	解 説	初 出 ページ
第5次高松市総合計画	<p>市の行政活動の最も基本となる基本構想。</p> <p>平成20年2月に、平成20年度から平成27年度までの8年間を対象とした「第5次高松市総合計画」を策定。この計画は、「基本構想」および「まちづくり戦略計画」で構成。「基本構想」は、21世紀中ごろを見据えた長期的な展望の下、市が目指す都市像とまちづくりの目標を示すとともに、市民・NPO・企業・行政等のまちづくりおよび市政運営の共通の基本指針として、施策の基本方向を明らかにするもの。</p> <p>「まちづくり戦略計画」は、まちづくりの目標達成に向け、現実の行財政運営において、重点的、戦略的に推進する主要な施策・事業等について、実施年度、事業量等を具体化する短期的な実施計画として定めるもので、毎年度の予算編成および事業実施の指針とするものとなっている。</p>	2
高松市情報化推進計画	<p>第5次高松市総合計画に基づく政策・施策の実現を情報通信技術を活用し、推進するため、高松市行財政改革や国・県の情報化施策との整合性を保ちながら、高松市の情報化政策の方向性・施策を体系的に示す計画のこと。</p> <p>現行の計画期間は平成20年度～24年度。</p>	5
高松市職員数の適正化計画	<p>職員数や組織のあり方を検討し、さらに簡素で効率的な行政運営を図るために策定された計画のこと。</p> <p>現行の計画期間は平成19年度～23年度。</p>	6
多文化共生	<p>国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。</p> <p style="text-align: right;"><small>総務省「多文化共生推進プログラム」より</small></p>	35
地域コミュニティ協議会	<p>共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人および所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために活動する組織で、一の地域につき一に限り市長が認定したものをいう。</p>	6

用 語	解 説	初 出 ページ
地方公営企業法	<p>地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律のこと。</p> <p>例えば、水道事業は同法を適用している。</p>	1 2
地方分権型社会	<p>国からの地方（県・市町村）に対する関与を廃止・縮小したり，国の事務・権限や財源を地方に移したりすることで，住民に身近な行政はできるだけ住民に身近な地方が行うことができるように，行政の仕組みを変えていこうとするもの。</p>	2
長寿命化計画	<p>「土木施設に係る中長期的な維持管理計画」の解説 133 P参照。</p>	1 0 7
電子市役所	<p>インターネットなどの情報通信技術（IT）を活用した行政サービスの提供，またそのために必要となる行政の情報化，情報利用環境の整備された役所のこと。</p>	5
特別会計	<p>一般会計に対して，特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。市には国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計がある。</p>	3
特例民法法人	<p>旧民法第34条に基づいて設立された社団法人および財団法人で，新しい公益法人制度下において，新制度施行（平成20年12月1日）後5年間に限った経過措置として，継続して存続が認められている法人のこと。</p>	1 0 8
土木施設に係る中長期的な維持管理計画（仮称）	<p>施設の劣化状態や供用状況を総合的に把握・評価したうえで，修繕・更新の優先度評価を行い，今後の予算規模にも応じた，計画的に平準化された維持管理・更新を行うための計画のこと。</p>	4
は行		
パブリックコメント	<p>市の制度や施策を決定する前の段階で広く市民に計画案などを公表して，市民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け，提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。</p>	3 2

用 語	解 説	初 出 ページ
B S C	<p>バランススコアカードのことで、財務、顧客、内部プロセス、学習と成長の4つの視点で組織のビジョン・戦略を職員が共有し、経営改善や組織改革を図る経営手法のこと。</p>	6 6
部局進行管理制	<p>各部局が責任を持って、取組課題を進行管理する体制のこと。</p>	7
扶助費	<p>生活困窮者、高齢者、障害者等に対して、その生活を維持するために支出される福祉関係費用のこと。</p>	5 7
普通財産	<p>地方公共団体において公用または公共用に供しまたは供することを決定した財産を行政財産といい、行政財産以外は一切の財産を普通財産という。</p> <p>行政目的に使用しなくなって不用となった財産や、金銭に代えて租税物納された財産などがそれに当たり、特定の行政目的に直ちに用いられることのないものであることから、管理処分の結果、財政収入とすることができる。</p>	3
不納欠損	<p>消滅した債権および強制執行による回収ができなくなった債権について、収入欠損として会計処理上、収入予定債権のなかから除外すること。</p>	1 0 2
プライマリーバランス	<p>一般会計において、市債発行などの借入を除く「歳入」から、過去に発行した市債など借金の元利払い費を除いた「歳出」を差引いた基礎的な財政収支のこと。</p> <p>歳出の方が多ければ赤字となり、この差引額が赤字の場合、住民福祉などの経常的な行政サービスが税収中心の歳入で賄えないことを意味し、新たに借金をして将来にツケを回すことになる。</p> <p>黒字になれば、新たな借金は過去の借金返済に充てられるため、財政が健全であることを示す。</p>	3
プロパー職員	<p>ここでは、外郭団体が雇用しているアルバイトや非常勤職員以外の「正職員」のこと。</p>	4 8

用 語	解 説	初 出 ページ
補完性の原理	<p>決定や自治などをできるかぎり小さい単位で行い，できないことのみをより大きな単位の団体に補完していくという原理のこと。</p> <p>「自助，共助，公助」の解説 130 P 参照。</p>	7
ま行		
マルチペイメントシステム	<p>電気，ガス，電話など公共料金を通信ネットワーク経由で支払える仕組みのこと。</p> <p>電力会社や電話事業者などの料金を回収したい収納企業と銀行などの金融機関がネットワークでつながることにより，利用者は ATM やインターネット接続可能な携帯電話，パソコンなどから料金を支払うことができる。</p>	102
未利用財産有効活用基本方針	<p>本市が所有する未利用財産の管理・処分における現状と課題を明確にし，その有効活用についての基本的な考えを取りまとめた方針。</p> <p>平成 20 年 9 月策定</p>	3
モチベーション	<p>一般的には動機づけと訳され，目的に向けて行動を起こし，目的達成までその行動を持続させる心理的エネルギーを表す概念のこと。</p>	29
ら行		
ライフサイクルコスト	<p>施設の企画・設計，竣工，運用，寿命がきて解体処分するまでを生涯と定義し，その全期間に要する費用のこと。</p>	107
ワークシェアリング	<p>労働時間の短縮などにより，より多くの人で仕事の総量を分け合うこと。主に，雇用の維持・創出を目的として行われる。</p>	48

《 抜 粹 》

平成21年度 高松市事業仕分け

日 時 平成21年10月12日（月・体育の日）
9：30～17：00 （受付9：00～）

会 場 高松市役所 （高松市番町一丁目8番15号）
13階 大会議室 （受付・会場）
11階 114会議室（モニター放映会場）

高松市総務部人事課行政改革推進室

事業仕分けスケジュール

※ 仕分け作業の進捗により、時間が前後することがあります。

予定時間	事業 No.	事業名等	担当部局
9:00 ~	—	受付開始 高松市役所13階大会議室	—
9:30 ~ 9:55	—	開会 市長あいさつ 概要説明	—
10:00 ~ 10:30	1	塩江ケーブルテレビ事業	総務部
10:35 ~ 11:05	2	たかまつマイロード事業	都市整備部
11:10 ~ 11:40	3	未納水道料金等回収事業	水道局
11:45 ~ 12:15	4	水質検査業務	環境部
12:15 ~ 13:00	—	昼食休憩	—
13:00 ~ 13:30	5	高松市勤労者福祉共済事業	産業経済部
13:35 ~ 14:05	6	応急手当普及啓発活動事業	消防局
14:10 ~ 14:40	7	生涯学習推進事業	教育部
14:40 ~ 14:50	—	休憩	—
14:50 ~ 15:20	8	塩江病院患者輸送バス運行事業	病院部
15:25 ~ 15:55	9	高松市民健康まつり	健康福祉部
16:00 ~ 16:30	10	高松市ボランティア・市民活動センター 管理運營業務委託事業	市民政策部
16:30 ~ 16:40	—	休憩	—
16:40 ~ 17:00	—	仕分け結果発表 講評 閉会	—

仕 分 け 人

役割分担		氏 名	所 属 等
コーディネーター	全事業	荒井 英明	厚木市 こども未来部こども育成課 課長
構 想 日 本 仕 分 け 人	全事業	川竹 大輔	元高知県安芸市助役
		小瀬村 寿美子	厚木市 協働安全部人権男女参画課 課長
		西田 隆司	民間企業
		福嶋 浩彦	中央学院大学教授, 前我孫子市長
		南 学	横浜市立大学 エクステンションセンター長
高 松 市 市 民 評 価 者 (高松市行財政改革 推進委員会委員)	事業No. 3, 4	小野 美津子	高松市婦人団体連絡協議会 副会長
	事業No. 1, 2	葛西 優子	高松市P T A連絡協議会 副会長
	事業No. 1, 2 5, 6	木村 大三郎	香川経済同友会特別幹事
	事業No. 3, 4 5, 6	佐藤 博美	高松市コミュニティ協議会 連合会事務局長
	事業No. 9, 10	谷本 義隆	高松商工会議所専務理事
	事業No. 7, 8	松前 龍宗	市民公募委員
	事業No. 7, 8	村川 幸恵	市民公募委員
	事業No. 9, 10	吉井 幸子	社会保険労務士・行政書士

事業仕分けの概要

市民サービスの質の向上や業務の一層の効率化に向け、市民の目線で事務事業の見直しを積極的に行っていくため、公開の場において、外部の客観的な視点から、見直しの方向性について議論する「事業仕分け」を、次期行財政改革計画の取組としている「業務の総点検」の一環として実施します。

事業仕分けの成果を踏まえ、その考え方や手法を参考に、本市が担うべき役割の明確化や、事業の廃止・改善による経費削減、事業内容の向上など、次期行財政改革計画の策定に、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や、市政の情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを一層推進します。

＜仕分け対象事業＞

全事務事業のうち、本市の裁量が限定されている法定事務などを除き、市民・NPOと関わりのあるもの、市民協働の可能性が大きいなど、市民や外部の視点で見直しの方向性を議論することが有意義と考えられる事務事業から10事業を選定しました。

＜実施方法＞

自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する「構想日本」(※1)の協力を得て、実施します。

(1) 仕分け人等の構成

コーディネーター：構想日本事業仕分けチーム 1名
 仕分け人：構想日本事業仕分けチーム 5名
 高松市民評価者：2名(高松市行財政改革推進委員会委員)(※2)

(2) 仕分け作業

1事業当たりの所要時間を30分程度として、次の手順で仕分けを行います。

- ① 本市事業担当者による事業概要説明(5分程度)
- ② 仕分け人による質疑応答・議論(20分程度)
- ③ 仕分け人による仕分け判定とコメント(5分程度)

(3) 仕分け区分

次のA～Fの6区分で仕分けを行います。

A 不要(廃止), B 民営化, C 国・県実施, D 市実施(民間活用拡大・市民等との協働化), E 市実施(要改善), F 市実施(現行どおり)

(4) 仕分け結果

仕分け人の最多数を占めた区分を、仕分け結果とします。

ただし、最多数が同数の場合は、コーディネーターが最終決定します。

※ 事業仕分け結果が、直ちに市の方針とするものではありません。

仕分けでの議論や仕分け結果は、今後の事務事業の見直しの際の参考とするものです。

※1 「構想日本」：非営利団体(NPO)の政策シンクタンク(代表：加藤秀樹氏)

行財政改革などについて、これまでに様々な提案を行うとともに、提案した政策の実現に向けた実践活動に取り組んでいる。

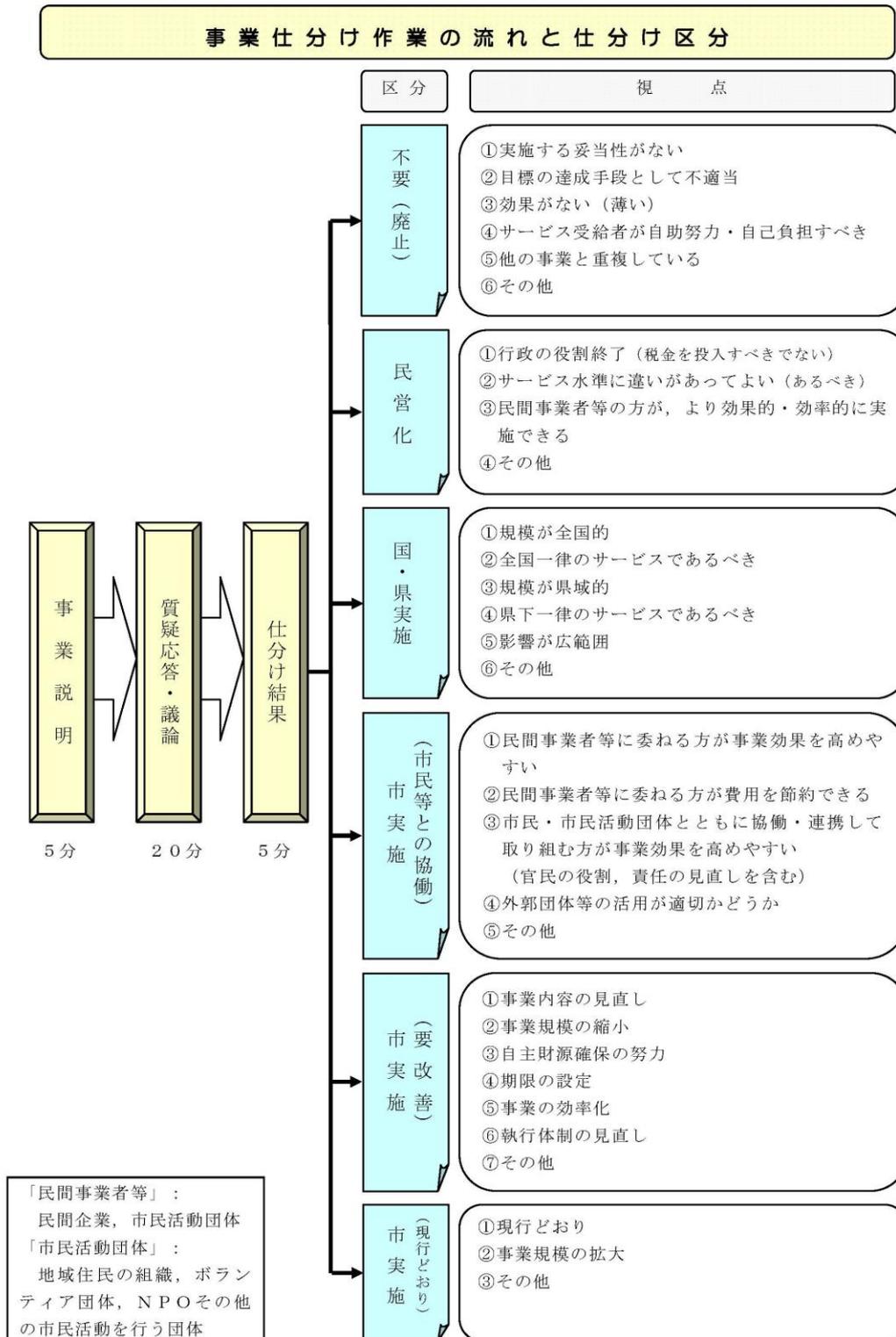
事業仕分け実績：横浜市・浜松市・新潟市・三重県など37自治体(52回)および文部科学省・環境省など国の6省で実施(2009年10月3日現在)

構想日本のホームページ <http://www.kosonippon.org/about/index.php>

構想日本の事業仕分け <http://www.kosonippon.org/shiwake/>

※2 高松市民評価者

市政に関し、識見を有する者(経済・市民団体推薦者、学識経験者、公募者)のうちから、市長が委嘱した高松市行財政改革推進委員会委員





「事業仕分け」とは？

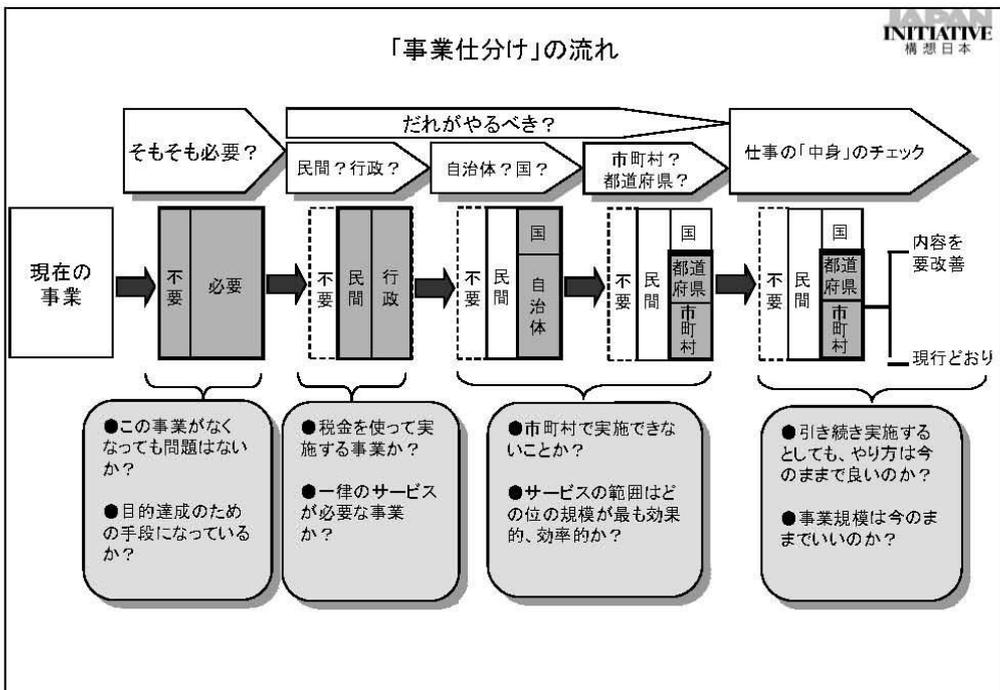
<目的>
 行政の事業を抽象論ではなく「現場」の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など行財政全体の改革に結び付けていくこと

<事業仕分けの原則>
 国や自治体が行なっている事業(行政サービス、政策立案事務などすべてを含む)を、

- **予算項目ごと(事務事業レベル)**に
- **「そもそも」必要かどうか、必要ならばどこがやるか**(官か民か、国か地方か)について、
- **外部の視点で、**
- **公開の場**において
- 担当職員と議論して最終的に**「不要」「民間」「国」「都道府県」「市町村」などに仕分けていく**作業

<仕分け対象>
 - 一般会計、特別会計の事業(すべてor抽出)

<参加者>
 - 事業説明: 当該官庁または自治体の職員
 - 「仕分け人」: 構想日本が編成する事業仕分けチーム



「事業仕分け」の主なルール

- 外部の目で仕分ける。
 - 仕分けチームは、構想日本が編成する行政現場及び制度に詳しい人が中心。
- 「公開の場」で議論する。
 - 傍聴者は市民やマスコミなど多数。
- 現在の制度などは一旦脇に置き、事業の必要性や実施主体について「そもそも」から考える。
 - 「補助金をもらっているから」「制度で決まっているから」「長年やっているから」という理由を認めると現状を変えられない。
- 事業の名称ではなく、「具体的な事業内容」で判断する。
 - 中小企業支援とか青少年育成ということ自体を否定する人はいないだろうが、実際に何をしているかを聞けば評価は分かれる(例:岩手県の「青少年育成事業」、千葉県「小規模事業経営支援事業費補助金」)。
- 事業仕分けはコンサル業務ではない(経費は「実費」のみ)。

これ以外のルールは特になし(評価の客観基準はあえて作っていない)
⇒説明者(担当職員)のプレゼンによっても評価が変わる可能性あり



「事業仕分け」作業の流れ

流れ	内容
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業説明 (約5分)</div>	高松市の職員が、事業の要点や事業概要説明資料の補足説明を行う(仕分け人は事前に資料に目を通しているため補足説明を中心に)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の趣旨・目的、事業内容(目標、期限等を含む)、進捗(評価方法含む)、課題など。
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">質疑・議論 (約20分)</div>	仕分け人から説明者(高松市職員)に対して、仕分けの判断材料としての質問。その後、仕分け人同士で議論(議論する中での説明者への質問もあり)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨・目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など。
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">評価 (5分)</div>	仕分け人が、各自「評価シート」に記入(上記議論中の記入、記入中の質問も可)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「仕分け」:「不要(廃止)」、「民営化」、「国・府実施」、「市実施(民間活用の拡大、市民等との協働化)」、「市実施(妻改善)」、「市実施(現行どおり)」から選択。 ● 「理由」の選択(複数可)、理由や改善点の詳細などコメントを記入。 (事業主体の変更(民間の区分)については、相手の意向/能力等は、脇に置く)
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">結果・解説 (1分)</div>	「仕分け」の結果について挙手による多数決。特に意見がある場合は、仕分け人から結果についての解説など。 <ul style="list-style-type: none"> ● 多数決で同数になった場合は、コーディネーター採決。 ● 作業終了時に「仕分けシート」を回収し、高松市が理由やコメントをまとめる。

1事業当り30分程度が目安。ただし、事業によっては時間の増減あり(時間調整はコーディネーターの判断)。

平成21年10月12日 高松市 事業仕分け 結果一覧

事業番号	1	2	3	4	5
事業名	塩江ケーブルテレビ事業	「たかまつマイロード」事業	未納水道料金等回収事業	水質検査業務	高松市勤労者福祉共済事業
H21年度予算額(千円)	55,302	9,742	90,750	23,539	118,471
不要(廃止)	0	0	0	0	0
民営化	3	※3	0	0	4
国・県実施	0	0	0	1	0
民間活用拡大・市民等との協働化	4	1	7	6	2
要改善	0	3	0	0	1
現行どおり	0	0	0	0	0
結果	市実施(民間活用拡大・市民等との協働化)	民営化	市実施(民間活用拡大・市民等との協働化)	市実施(民間活用拡大・市民等との協働化)	民営化
主なコメント	<p>・民間事業者が実施している地域の公平性や、局しよ部とのバランスなど、地域間格差を考へる必要がある。難視聴対策にサービスマスは民間に委ねるべきである。</p> <p>・近い将来の費用対投資計画を早急に作成すべきである。</p> <p>・民間はノウハウを有しており、効率的に実施できることから、包括的な委託など、民間事業者の活用を拡大する必要がある。</p> <p>・原価を分析し、基本サービス部分を明確にした上で、付加サービスを明確にしている場合は、コストを削減してもらうという区分けが必要である。</p>	<p>・初期の目的は達成できつつあることから、事業目的を道路の維持・清掃を市民の手で、と方向転換すべきである。</p> <p>・意識向上においては、検証可能な目標を掲げないと効果が見えない。</p> <p>・行政と住民の役割分担を明確にすべきである。</p> <p>・共助の部分に公費を投入するものであれば、費用対効果、削減効果を明確にするべきである。</p> <p>・公費支出を伴う以上、数年から10年くらいにわたる計画性が必要である。</p> <p>・ネーミングライツの組合せや、広告の占有許可などで、財源の確保も考慮するべきである。</p>	<p>・早急に業務のプロセスを分析し、プロセスごとのコストを明確にし、プロセスを明確にすべきである。</p> <p>・回収額とコストの関係を生かすべく、委託化を進める場合のリット・デメリットを整理する必要がある。</p> <p>・可能な限り包括的な民間委託を検討されたい。</p> <p>・他部門との連携ができていないため、人件費などにムダが生じているのではないかと、見直す必要がある。</p> <p>・収納センターの設置を検討されたい。</p> <p>・他自治体の事例も多岐にわたるため、早期に民間委託を実施すべきである。</p>	<p>・市で実施しなければいけない事業は何かを分析し、広域対応が可能な業務と、民間委託が可能な業務とに区分けるべきである。</p> <p>・他部局で同様な業務があり、業務が重複していることから、その重複を整理すべきである。</p> <p>・県で実施という考えもあるが、市が戦略的に実施しないと市民の安全を確保できないと思える。</p> <p>・全庁的に関連業務を抽出・整理し、市がやるべきことと、民間がやるべきこととに分けると、その際、コストはもちろんだが、市として残すノウハウを明確にし、市としておく。</p> <p>・直営が基本と見なされた概念を委ねるべきであり、市として最低限の部分を民間に委ねる。また、広域的に民間・教育機関・市民との協働も視野に入れるべきである。</p>	<p>・高松テレサとの関係について説明が十分でなく、テレサの指定管理者に委託する理由が不明である。</p> <p>・「自立」するためには、① 加入者の増加、掛金の増額 ② 費用の削減の両方を、早期に実施すべきである。</p> <p>・行政の役割はなく、福利・給付は民の部分である。貸付制度も他に制度がある。民間でやるべきである。</p> <p>・加入促進を含めて民間に委託すべきである。</p> <p>・非加入者へのアンケート等を実施し、非加入理由を探るべきである。</p> <p>・市の負担は民営化の方向で削減していく必要がある。</p>
※印は仕分け結果が同数であったことから、コーティネーターが最終結果をまとめた。					

事業番号	6	7	8	9	10
事業名	応急手当普及啓発活動事業	生涯学習推進事業	塩江病院患者輸送バス運行事業	高松市民健康まつり	高松市ボランティア・市民活動センター管理運営業務委託
H21年度予算額(千円)	17,305	80,218	8,464	5,466	10,655
不要(廃止)	0	0	0	3	1
民営化	0	0	2	2	5
国・県実施	0	0	0	0	0
民間活用拡大・市民等との協働化	6	7	4	1	0
要改善	0	0	1	1	1
現行どおり	1	0	0	0	0
結果	<p>市実施(民間活用拡大・市民等との協働化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員、事業主への講習実施、一般市民への講習受講修了者へのフォローアップ、普及指導員の養成講座など戦略的なビジョンを作成する必要がある。 ・「普及の会」等を早急に組織し、普及員を増やして消防団の負担を減らしつつ、普及員を増やすことが重要である。 ・17万人の受講に向けて、年度ごとの計画を策定すべきである。 ・むしろ拡大し、全国一番安全なまちを目指していくことも、市のPRRとして必要ではないか。 ・AEDが使用できる市民を増やすことは、行政として限界がある。講習を実施できる人材の育成を先すすべきである(シニアマッチングな養成制度設計が必要)。 ・今後、事業所に普及していくことが重要であり、将来の大地震に対応した事業としても必要である。 	<p>市実施(民間活用拡大・市民等との協働化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の生涯学習をどう進めるべきかプランを持つべきであり、文部科学省や内閣府の方針ではなく市の考え方が必要である。 ・民間でやれるものは民間でしかできないものも仕分けが必要であり、本来行政が行うべきもののみを実施すべきである。 ・民間との役割分担を見直す必要がある。 ・講座の実施については、年々17万人の受講に向けて、年度ごとの計画を策定すべきである。 ・むしろ拡大し、全国一番安全なまちを目指していくことも、市のPRRとして必要ではないか。 ・AEDが使用できる市民を増やすことは、行政として限界がある。講習を実施できる人材の育成を先すすべきである(シニアマッチングな養成制度設計が必要)。 ・今後、事業所に普及していくことが重要であり、将来の大地震に対応した事業としても必要である。 	<p>市実施(民間活用拡大・市民等との協働化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療対策としての必要性や効率的な手法を検討すべきである。 ・運行が前提であれば、買物等の利用も可能とするなど、地域コミュニティづくりに役立つような活用方法も検討すべきである。 ・市全体やこの地域の交通体系を考えていかないと、バス、タクシーなど構造的に活用していくことが必要である。 ・塩江地区で運行しているコミュニティバス、介護タクシー等、行政の権限を越えて、地域交通として見直す必要がある。 ・事業の性格が曖昧。この事業のみで考えるのは無理があるのではないかと、交通体系全般の見直しを促したい。 	<p>不要(廃止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,650人のみが参加するイベント実施で「壮年期死亡の数を減らす」ことは無理がある。 ・まつりを実施することは、目的・効果を検討するべきである。 ・事業実施から四半世紀が経過しており、事業目的を検証する時期である。 ・より幅広い市民に普及させるのイベントにスクラップアンドビルドを行うべきである。 ・民間が中心になって実施できるか検討されたい。 ・基本的な目的を明確にするための議論をし、見直しをすべきである。 ・健康に関する市民の意識をもっと高めるためにも、市民を取り込んでの企画・運営が必要である。 	<p>民営化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況が悪化する中、効果の検証など、行政が何をすべきか考え直す必要がある。 ・NPOと行政との関わり方、県の連携(協働)等、いろいろな方面からの見直しが必要と考える。 ・公の施設の有効活用を図る観点から、賞金はすぐ止めるべきであり、市の支援策として、空きスペースを提供することもある。 ・中間支援NPOの担う内容は何かを整理すべきである。行政とNPOのコーディネート機能として、どれだけ担っているのか見えない。 ・本来NPOは自主的活動である。この大前提を忘れていないか。 ・完全に民営化して、NPOに中間支援機能を任せざるべき。どうしても必要であれば、補助金等を検討すべきでないか。 ・NPOが自分の事業として、中間支援を行うことでNPOの力量も上がる。 ・場所、資金の支援をしながら、NPOの事業としてやっていくことが良いのではないか。
主なコメント					

平成21年度事業仕分けを受けた各事業の検討状況 [H21.12.22現在 概要]

事業番号	事業名	担当部局 (担当所属)	事業仕分け結果	検討方向	今後の進め方 (今後の方針、今後の取組予定)
1	塩江ケーブルテレビ事業	総務部 情報政策課	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	現状で6業務において委託し、民間活用を図ってきたところであるが、今後、更に委託できる分野においては委託化を進めるほか、次期行財政改革計画に掲載し、今後の事業のより一層の効率的な運営について、検討を進めていく。
2	たかまつマイロード事業	都市整備部 道路課	民営化	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	現行の制度を維持しつつ、関係者との協議を進め、事業のあり方を検討する
3	未納水道料金 等回収事業	水道局 お客さまセン ター	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	平成23年度に予定されている、上下水道部門の統合に伴う組織再編に合わせて、お客さまサービスの維持向上や業務の効率化、コストの削減がさらに図られるよう、取り組んで行く。
4	水質検査業務	環境部 環境指導課	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	市実施 (要改善)	水質検査業務のうち分析作業について、より効率的な手法を幅広く検討していく。
5	高松市勤労者 福祉共済事業	産業経済部 商工労政課	民営化	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	市が関与して事業を実施する中で、経費の削減、加入促進員の配置、掛金の増額、給付事業の給付額・福利事業補助額の見直し、広告収入、折込手数料収入、物販事業等収益事業の拡大など、公費負担の削減を図っていく。

事業番号	事業名	担当部局 (担当所属)	事業仕分け結果	検討方向	今後の進め方 (今後の方針, 今後の取組予定)
6	応急手当普及啓発活動事業	消防局 消防防災課	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17万人の普通救命講習受講者及び普及員を育成する長期ビジョンの策定を検討する。 ・ 平成22年度にAED設置事業所の表示制度「まちかど救急ステーション」(仮称)を運用検討し, 更なる救命率の向上を目指す。
7	生涯学習推進事業	教育部 生涯学習センター 生涯学習課	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	<p>これまで, 市民や市民グループ, 企業等と連携を図りながら, 生涯学習を推進してきたが, 今後とも, 仕分け結果を受け, 民間活用の拡大や市民等との協働化に向け, 更なる工夫に努める。</p>
8	塩江病院患者輸送バス運行事業	病院部 塩江病院事務局	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	<p>より効率的な事業運営の観点から, 山間・へき地医療や患者の利便性の維持・向上などを踏まえ, 事業仕分けにおける意見のほか, 現事業の運営上の諸課題を整理し, 同事業の今後のあり方を検討し, 実施する。</p> <p>また, 検討に当たっては, 住民や患者送迎バス利用者へのアンケート調査などを実施するとともに, 庁内関係部局等のはか利用者や地域審議会等との協議, 検討を行う。</p>
9	高松市民健康まつり	健康福祉部 保健センター	不要 (廃止)	不要 (廃止)	<p>1 地区保健活動の中で, 「健やか高松21」の推進とともに市民の健康づくり意識の啓発に取り組む。</p> <p>2 高松市民健康まつり廃止に伴う事業の見直し</p> <p>1) 地区文化祭等での市民主体の啓発事業の推進</p> <p>2) 保健事業の市民主体の取組みの支援</p> <p>3) 本市実施のイベント等の活用</p> <p>4) 保健組織との協働のもと, 健康づくり意識を高め, 主体的に健康づくりを実践する市民を増やすために, 下記の事業を「市民健康の日」に併せて実施する。</p> <p>① 普及啓発事業 ② がん検診の受診率向上対策 ③ 健康づくり実践報告会等</p>
10	高松市ボランティア・市民活動センター管理運営業務委託事業	市民政策部 (地域政策課 市民協働推進室)	民営化	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	<p>同センターの施設の管理運営やセンター事業のうち, 一般的な情報収集・提供事業や相談業務等を従来どおりの委託事業として実施し, 事業仕分けの指摘を踏まえ, 研修やローダーネットワーク事業, 専門相談業務等のNPOの特性を生かせる事業を補助事業に変更する。</p> <p>また, センターは, 小学校跡施設に移転を検討中</p>

次期行財政改革計画策定プロジェクトチームについて

1 目的

高松市行財政改革の推進体制に関する規程第7条の規定に基づき、次期行財政改革計画の策定に関する課題を、庁内横断的に検討するため、高松市行財政改革推進本部の専門部会として、次期行財政改革計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

2 検討課題

- (1) 新たな実施項目の検討
- (2) 各所属から報告のあった実施項目について、より成果を上げるための具体的検討
- (3) 市民に分かりやすい計画書とするための構成等の検討と作成
- (4) 職員が行財政改革等に取り組む意欲を維持・向上させる仕組みの検討
- (5) その他次期行財政改革計画の策定に必要な事項

3 組織

- (1) プロジェクトチームのメンバーは、15人以内で組織する。
- (2) プロジェクトチームのメンバーは、行財政改革に意欲のある35歳前後の中堅職員（係長級、主任主事、主任技師）の中から、部局長が推薦する。
- (3) 部局の推薦割当人数は別表1のとおりとする。
- (4) プロジェクトチームにリーダー1名、サブリーダー3名を置く。
 - ア リーダーは、メンバーの互選により定める。
 - イ サブリーダーは、リーダーが指名する。
 - ウ サブリーダーは、リーダーに事故があるとき、またはリーダーがかけたときは、リーダーがあらかじめ指名する順位によりその職務を代理する。
- (5) プロジェクトチームはサブリーダーを長とする班構成とする。
 - ア 班員は、メンバー協議の上、リーダーとサブリーダーで決定する。
 - イ リーダーはいずれかの班のメンバーとなる。
 - ウ リーダー等の職務等は別表2、3のとおりとする。

4 任期

平成21年8月1日から22年3月31日の間とする。

5 会議

- (1) プロジェクトチームの会議は、別表2により作成されたスケジュールに基づき、リーダーあるいはサブリーダーが招集する。
- (2) プロジェクトチームの会議は、原則、勤務時間内、週1回（1時間）程度を目安として、開催するものとする。

6 庶務

プロジェクトチームの庶務は、総務部人事課行政改革推進室において行う。

7 その他

- (1) 課題についての調査、検討に当たっての条件整備に係わる事項や、判断の困難な事項等への対応については、適宜、行政改革推進室と協議を行うこととする。
- (2) プロジェクトチームの検討結果等については、行財政改革推進本部会に報告するものとする。

別表 1

部局名	推薦 割当人数	部局名	推薦 割当人数
市民政策部	1	都市整備部	2
総務部	1	消防局	1
財務部 出納室	1	水道局	1
健康福祉部	2	教育部	1
病院部	1	市議会事務局	1
環境部	1	各委員会 (監査, 選管, 農業)	1
産業経済部	1		

別表 2

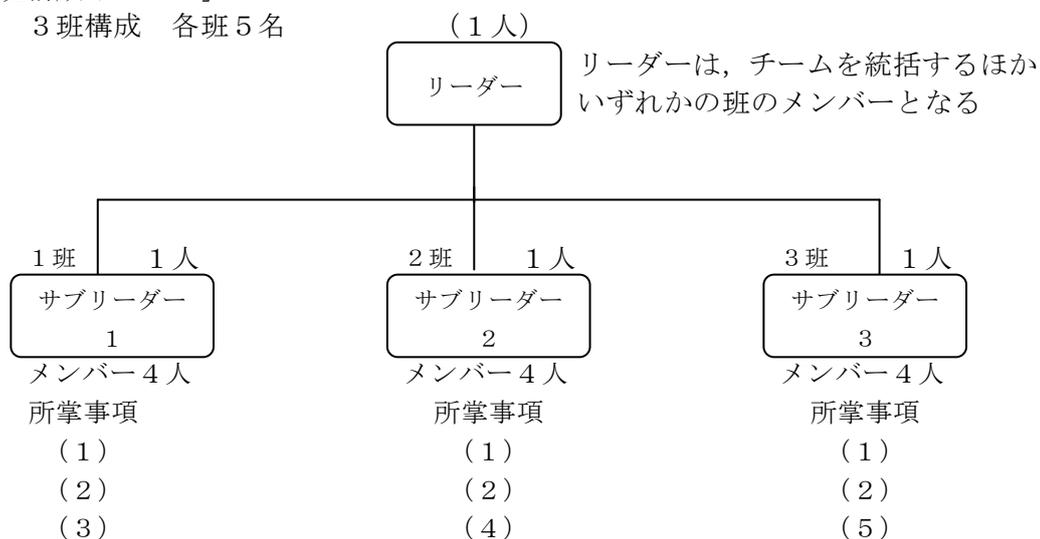
役職	職務等
リーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチームの統括（全体会議の招集と会議録作成を含む。） ・プロジェクトチームの活動スケジュール作成と進捗管理 ・プロジェクトチーム検討結果の取りまとめ
サブリーダー 1	<ul style="list-style-type: none"> ・1班の統括（班会議の招集と会議録作成を含む。） ・1班の活動スケジュール作成と進捗管理 ・1班の所掌する課題検討と結果の取りまとめ ・リーダー，他のサブリーダーとの調整・協力
サブリーダー 2	<ul style="list-style-type: none"> ・2班の統括（班会議の招集と会議録作成を含む。） ・2班の活動スケジュール作成と進捗管理 ・2班の所掌する課題検討と結果の取りまとめ ・リーダー，他のサブリーダーとの調整・協力
サブリーダー 3	<ul style="list-style-type: none"> ・3班の統括（班会議の招集と会議録作成を含む。） ・3班の活動スケジュール作成と進捗管理 ・3班の所掌する課題検討と結果の取りまとめ ・リーダー，他のサブリーダーとの調整・協力

別表 3

班	所掌事項（検討課題）
1 班	(1) 新たな実施項目の検討 (2) 各所属より報告のあった実施項目について、より成果を上げるための具体的検討 (3) 市民に分かりやすい計画書とするための構成等の検討と作成
2 班	(1) 新たな実施項目の検討 (2) 各所属より報告のあった実施項目について、より成果を上げるための具体的検討 (4) 職員が行財政改革等に取り組む意欲を維持・向上させる仕組みの検討
3 班	(1) 新たな実施項目の検討 (2) 各所属より報告のあった実施項目について、より成果を上げるための具体的検討 (5) その他次期行財政改革計画の策定に必要な事項

「班構成イメージ」

3 班構成 各班 5 名



次期行財政改革計画策定プロジェクトチームメンバー

部 局	氏 名	職 名	所 属	
市民政策部	吉田 幸弘	企画員	企画課	
総務部	津森 士郎	主任主事	情報政策課	情報システム係
〃	川本 貴信	主 査	広聴広報課	広報係
財務部	木村 博樹	主任主事	財産活用課	公有財産管理室
健康福祉部	北村 研二	主任主事	健康福祉総務課	指導監査係
〃	河野 佳代	係 長	障がい福祉課	管理係
病院部	羽田 礼恵	主 査	市民病院事務局	用度係
環境部	松本 修治	主任主事	環境総務課	総務企画係
産業経済部	中島 亨	主任主事	中央卸売市場業務課	青果係
都市整備部	佐々木 英之	主 査	都市計画課	計画係
〃	蓬萊 洋之	主 査	住宅課	設備係
消防局	寺井 孝明	主 査	総務課	経理係
水道局	丸尾 健治	主 査	水道整備課	計画係
教育部	神内 克知	主 査	保健体育課	保健体育係
監査事務局	青木 英城	主任主事	監査課	監査第二係

第5次行財政改革計画における体系概要

第5次行財政改革計画における体系概要

計画体系		概要
第1 戦略的取組	～新しい公共の推進と財政健全化～	
1 事務事業の改革		
(1) 事務事業の改革(業務の総点検)		<p>ア 事業仕分けの考え方を取り入れ、従来の経緯にとらわれないことなく、「業務の総点検」に取り組みます。</p> <p>イ 業務の総点検を効果的に進めるため、行政評価システムを活用し、全事務事業の評価を実施します。</p>
(2) 外部委託等民間活力の導入		<p>ア 業務の総点検(事務事業評価等)の結果、民間活力の導入等が望ましいとしたものは、積極的に外部委託等を進めます。</p> <p>イ 「指定管理者制度の導入」では、原則として毎年度、導入実施計画を策定し、計画的に取組を進めます。また、導入後の業務状況を検証し、必要に応じて業務仕様等を見直します。</p> <p>ウ 公益法人制度改革への対応を進めます。</p> <p>エ 民間活力の導入に当たっては、個人情報保護、守秘義務の確保のための必要な措置を講じます。</p>
(3) 業務の協働化		NPO等と協働することが適切な業務については、NPO等との協働を進めます。
(4) 業務の廃止		廃止することが適当と認められる業務については、適切な手続等を経て廃止します。
(5) 施設の効率的管理運営および利用率等の向上		<p>ア 市が直接、管理運営する施設については、管理運営の効率化と適正化に取り組みます。</p> <p>イ 指定管理者制度導入計画で検討対象としている「公の施設」については、利用料金制の採用も含め、制度導入に向けた検討と環境整備を進めます。</p>
(6) 業務の電子化		<p>ア 事務の効率化・省力化・迅速化と情報の共有化を図るため、電子市役所に対応するシステムの再構築などを計画的に進めます。</p> <p>イ 電子申請・届出システムや電子調達システムなどの既存システムの拡充整備を進めるとともに、データ保護とシステムの安全対策や職員の研修等を実施します。</p>
(7) 契約等の見直し		<p>ア 入札制度については、価格と品質で総合的に優れた調達が可能なら総合評価方式の導入を進めます。</p> <p>イ 随意契約または指名競争入札によっている契約については、一般競争入札等への移行を検討し、より公正な競争性を確保します。</p> <p>ウ 施設管理などにおいて、各施設共通業務の契約一元化や長期継続契約制度の活用、仕様発注による包括的民間委託契約を採用します。</p> <p>エ 公共工事の実施に当たり、計画・設計の見直し、工事発注の効率化、新工法・新技術の積極的活用などにより、直接的な工事コストを低減させます。</p> <p>オ 建設副産物の利用促進・発生抑制と再生材利用を推進し、良質で低コストの公共工事とします。</p>
(8) 補助金等の見直し		<p>ア 補助金等を計画的に見直し、廃止、減額、終期設定、類似補助金の統合等を進めるとともに、新設・増額を抑制します。</p> <p>イ 地域の各種団体等に対する補助金については、地域の主体性を高め、効果的・効果的な執行等を図る観点から、支出先・支出元の一元化を段階的に実施します。</p>

(9) 業務コストの抑制	<p>ア 市業務1件当たりの処理コストの水準や原価を分析し、類似都市の水準等と比較できるコスト算定基準の作成を検討します。</p> <p>イ 上記基準に基づき、主要な業務1件当たりの処理コストを公表し、コスト抑制に役立てます。</p>
(10) 公共事業の見直し	<p>ア 大規模な建設事業について、事務事業評価等の結果や県公共事業再評価委員会の意見において、事業計画の見直し等が示された場合は、原則として、計画の見直しを検討します。</p> <p>イ 継続的な公共事業については、年次計画の見直しや事業費の平準化を検討します。</p>
(11) 受益者負担の適正化	<p>ア 受益と負担の公平性を確保するため、計画的な見直しを進め、受益者負担を適正化します。</p> <p>イ 使用料・手数料等については、常に見直しを行い、不均衡・不公平が生じないよう留意します。</p>
(12) 収入増対策	<p>ア 自主財源の確保と税負担等の公平性の観点から、課税客体を的確に把握し、市税を始めとする各種収入金の収入増に取り組みます。</p> <p>イ 新規財源の捕捉や既存財源の見直し、民間企業的な発想の取り入れなどを積極的に進め、自主財源を拡充させるほか、特定財源の活用を検討します。</p>
<p>2 資産・債務の改革</p>	
(1) 債務改善計画	<p>将来における過重な財政負担を避けるため、施策事業を厳しく選択することを前提に、市債残高の増大を抑えます。</p>
(2) 未利用資産の売却・活用	<p>未利用資産有効活用基本方針に基づき、土地・建物等の未利用資産等を積極的に有効活用します。</p>
(3) 市税滞納対策	<p>自主財源の確保と税負担の公平性を図るため、市歳入の基幹である市税の滞納整理を積極的に取り組みます。</p>
(4) 債権回収の取組	<p>収入未済となっている各種債権を積極的に回収します。</p>
(5) 公会計の整備・活用	<p>新地方公会計モデル（総務省基準モデル）に基づき作成する「財務書類4表」の行財政改革への活用を検討・実施する。</p>
(6) 施設維持管理の適正化	<p>主要施設（建物）や土木施設に係る中長期的な維持補修計画（仮称）や維持管理計画（仮称）の策定に向けた検討を行いライフサイクルコスト等の低減に取り組みます。</p>
<p>3 定員・給与・組織の改革</p>	
(1) 定員・給与の適正化	<p>ア 行政組織の簡素・効率化を進めるため、引き続き、目標値を定めて正規職員数の適正化に取り組みます。</p> <p>イ 給与については、市民の理解が得られる適正な給与水準とするほか、時間外勤務縮減に取り組み、健全な財政運営に向け計画的に給付件数を抑制します。</p>
(2) 組織機構の見直し	<p>ア 新たな行政課題や業務の増大・縮小に対応し、市民にわかりやすく簡素で効率的な組織機構の整備を進めるとともに、横断的な行政課題に対しても機動的・総合的な対応を迅速に行えるよう、地方分権時代に即応した市民本位の政策主導型組織への転換を図ります。</p> <p>イ 庁内分権を推進する観点から、地方自治法の改正に伴う副市長への市長権限の委任を検討するとともに、部局の主体性を高めるため、人事・政策・予算面の部長権限を強化します。 また、現場主義による迅速な対応を図るため、事務処理権限の出先機関や下位職への委譲等を検討します。</p>

4 外郭団体等の改革	<p>(1) 外郭団体等の見直し</p> <p>ア 市が出資等をしている外郭団体については、当該団体と密接な連携を図りながら、経営の改善や適正化を指導し、団体に対する市支出金などの軽減に取り組みます。</p> <p>イ 各種団体については、市からの事務支援や補助金交付の必要性・妥当性を見直し、団体の自主性・自立性を尊重した運営への移行を促します。</p>
5 特別会計の改革	<p>(1) 特別会計の効率的運営</p> <p>ア 各特別会計について、独立採算を確保する観点から、収入の確保と増大を図り、事業の効率化や経費の徹底した見直しを進めます。</p> <p>イ 一般会計からの繰出を受けている会計については、繰出金を抑制するなど、効率的な運営に取り組みます。</p>
6 企業会計の改革	<p>(1) 企業会計の効率的運営</p> <p>ア 各企業会計について、独立採算を確保する観点から、収入の確保と増大を図り、事業の効率化や経費の徹底した見直しを進めます。</p> <p>イ 一般会計からの負担金等の繰出を受けている会計については、これを抑制するなど、効率的な運営に取り組みます。</p> <p>ウ 病院事業会計については、平成21年3月に策定した「高松市病院事業経営改革計画」に定める経営改革の取組を進めます。</p> <p>エ 水道事業会計については、平成19年3月策定の「高松市水道事業基本計画（高松市水道ビジョン）」に定める経営改革の取組を進めます。</p>
第2 検討課題	
1 検討課題	<p>(1) 検討課題</p> <p>ア 組織、施設の運営・配置、業務の在り方などの検討課題には、中長期の展望に立ち、具体的な対応の方向性を定めなければなりません。</p> <p>イ これらの課題については、良好な公共サービスを効果的・効率的に提供し、経費抑制を図る観点から、望ましい在り方を検討します。</p>
第3 実効性のある計画推進	
1 職員の意識改革と育成	<p>(1) 職員の意識改革</p> <p>ア 事務事業評価制度や部局進行管理制などの運用と行政評価システムの運用を通じて、職員の意識改革に取り組みます。</p> <p>イ 「さわやかサービス」を継続実施するとともに、日々の業務遂行の場において、職員意識に対する実践的な働きかけと自己啓発を積極的に促し、組織風土の改革につなげます。</p> <p>(2) 人材育成・能力開発</p> <p>ア 自治体職員としての使命と責任を自覚し、意欲的に職務を遂行する職員を育てるとともに、多様な行政制度を正しく運用し、新たな行政課題に対処するために必要な能力開発を進めます。</p> <p>イ ショッピングセンターを継続実施するほか、人事評価制度の見直しなど職員の活力を引き出す人事管理制度の検討を進めます。</p> <p>(3) 職員提案制度の活用</p> <p>ア 職員の問題意識の掘起しや問題解決能力の向上を図ります。</p>

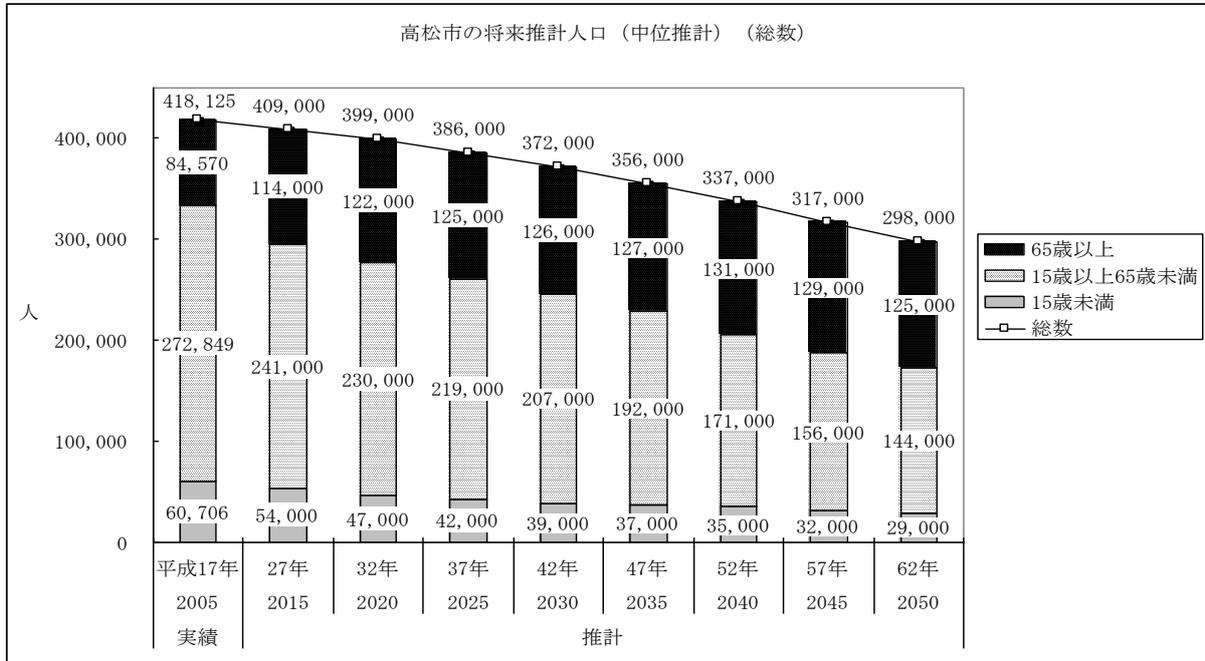
<p>2 わかりやすい情報の提供</p> <p>(1) 財政状況</p> <p>(2) 人事・給与の状況</p> <p>(3) 外部委託業務の状況</p> <p>(4) 行政コストの状況</p> <p>(5) 外郭団体の組織・運営状況</p> <p>(6) その他関連情報</p>	<p>情報の公表・提供に当たっては、組織横断的に取り組み、市民の皆さんから見てわかりやすいものとなるよう、適切な工夫と平易な説明に努めます。</p>
<p>3 評価・監視等の体制整備(第三者機関)</p> <p>(1) 指定管理者選定組織</p> <p>(2) 行革取組結果・進捗状況の評価組織</p> <p>(3) 事務事業の評価組織</p> <p>(4) 外部委託化後の業務監視組織</p>	<p>指定管理者制度の導入に際し、必要となる指定管理者の選定を客観的に行い、透明性を高めるため、引き続き、市民委員等で構成する公の施設指定管理者選定委員会の効率的な運用に努めます。</p> <p>行財政改革に関する提言等を行う機関として、引き続き、市民委員等で構成する行財政改革推進委員会の効率的な運用に努めます。</p> <p>事務事業評価を中心とする「業務の総点検」の実施に当たり、その客観性と透明性を確保するため、上記委員会の有効活用を図ります。</p> <p>民間事業者へ外部委託等を実施した業務については、良質なサービスを持続的に確保するため、事後の状況を把握し、必要に応じた対応や改善をすることが重要です。</p> <p>委託化業務の事後検証は、サービスの受け手である市民の立場から行うことが望ましいため、モニタリングシステムの導入にあわせて、上記委員会の活用を検討します。</p>
<p>4 市民意識の把握と反映</p> <p>(1) 市民意識調査</p> <p>(2) 委託化業務調査</p> <p>(3) パブリックコメントの運用</p>	<p>市民意識調査</p> <p>市民意識調査を実施し、調査結果は公表し、総合計画等のさらなる推進に役立てます。</p> <p>外部委託等を実施した業務については、事後の業務状況を把握するモニタリング調査等を実施します。</p> <p>上記結果は公表し、改革監視の取組や計画の円滑な推進に役立てます。</p> <p>「第2 検討課題」に掲げる計画項目などについて、対応の方向性を定めようとする際は、必要に応じてパブリックコメントを実施します。</p> <p>パブリックコメントの結果は公表し、計画内容の決定や改革の円滑な推進に役立てます。</p>
<p>第4 市民サービスの向上と業務の改善</p> <p>1 市民サービスの向上と業務の改善</p> <p>(1) 市民サービスの向上</p> <p>(2) 業務の改善</p>	<p>市民サービス(市民満足度)を向上させるため、費用対効果に留意する中で、市民の視点から事務事業を見直し、良質なサービスを迅速に提供します。</p> <p>特に、窓口サービスの改善と公共施設におけるサービスの向上に努めます。</p> <p>事務事業のムダ・ムラを徹底的に見直し、事務の効率化と労務の省力化を図るため、継続的な改善に取り組めます。</p>

関係データ

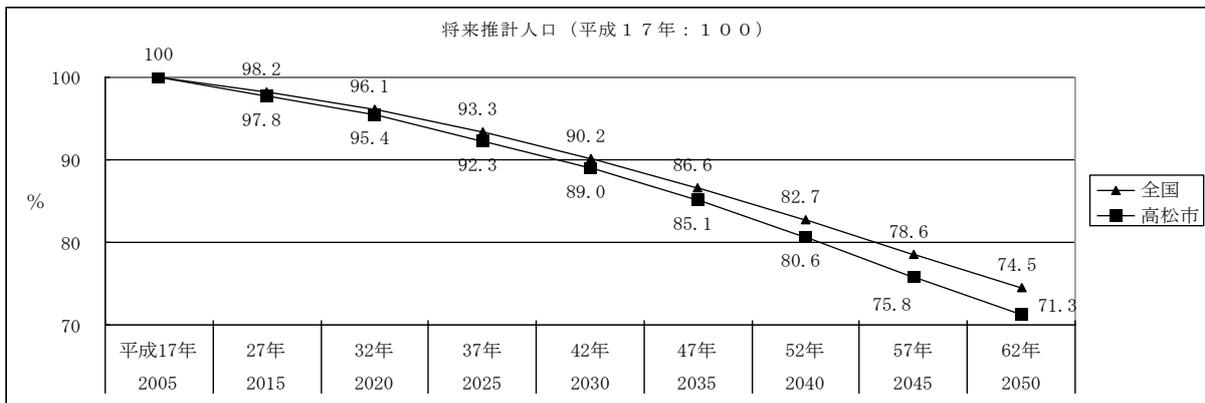
人口推計

(平成19年6月高松市新総合計画(仮称) 基本構想(素案)より抜粋)

本市の総人口は、今後、全国の傾向と同様に、減少が続き、平成27年には40万9,000人(平成17年の97.8%)、42年には37万2,000人(同89.0%)、62年には29万8,000人(同71.3%)になると推計されます。



年齢階層別では、62年には17年に比べ、15歳未満および15歳以上65歳未満の人口がおおむね半数となるのに対し、65歳以上の人口はおおむね1.5倍になると推計され、少子・高齢化が一層進行するものと予測されます。



(注) 平成17年国勢調査報告(総務省)における本市総人口を基準人口とするコーホート要因法による高松市推計

19年4月1日現在の市町の境界に組み替えるとともに、年齢不詳人口を各年齢階層に按分して計上

全国値は、日本の将来推計人口(18年12月推計(国立社会保障・人口問題研究所))の出生中位・死亡中位推計から作成

参考資料

(国立社会保障・人口問題研究所19年5月29日公表資料より作成)

将来の都道府県別総人口

(1,000人)

地 域	①平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	②平成47年 (2035)	減少率 ②/①(%)
秋 田 県	1,146	1,094	1,037	975	911	847	783	68.32
和 歌 山 県	1,036	994	949	898	846	793	738	71.24
青 森 県	1,437	1,386	1,330	1,266	1,196	1,124	1,051	73.14
山 口 県	1,493	1,444	1,387	1,321	1,250	1,178	1,103	73.88
島 根 県	742	717	688	656	622	588	554	74.66
高 知 県	796	771	742	708	671	634	596	74.87
岩 手 県	1,385	1,342	1,292	1,234	1,171	1,106	1,040	75.09
長 崎 県	1,479	1,431	1,379	1,319	1,255	1,187	1,117	75.52
山 形 県	1,216	1,178	1,134	1,084	1,032	979	925	76.07
愛 媛 県	1,468	1,429	1,380	1,323	1,260	1,195	1,127	76.77
徳 島 県	810	788	762	730	696	659	622	76.79
新 潟 県	2,431	2,366	2,286	2,193	2,092	1,986	1,875	77.13
奈 良 県	1,421	1,389	1,349	1,298	1,240	1,175	1,104	77.69
北 海 道	5,628	5,513	5,360	5,166	4,937	4,684	4,413	78.41
福 島 県	2,091	2,039	1,976	1,902	1,821	1,737	1,649	78.86
宮 崎 県	1,153	1,127	1,095	1,055	1,010	962	912	79.10
富 山 県	1,112	1,090	1,058	1,019	975	929	880	79.14
鹿 児 島 県	1,753	1,708	1,656	1,595	1,529	1,460	1,389	79.24
香 川 県	1,012	991	963	927	887	846	802	79.25
大 分 県	1,210	1,186	1,154	1,115	1,070	1,022	971	80.25
長 野 県	2,196	2,155	2,095	2,021	1,941	1,858	1,770	80.60
鳥 取 県	607	596	580	561	540	518	495	81.55
石 川 県	1,174	1,155	1,128	1,093	1,053	1,009	960	81.77
熊 本 県	1,842	1,809	1,766	1,712	1,649	1,582	1,510	81.98
佐 賀 県	866	850	829	804	775	744	712	82.22
福 井 県	822	807	788	763	736	707	676	82.24
茨 城 県	2,975	2,935	2,873	2,790	2,690	2,577	2,451	82.39
広 島 県	2,877	2,842	2,784	2,706	2,613	2,509	2,393	83.18
山 梨 県	885	872	853	829	802	772	739	83.50
岐 阜 県	2,107	2,083	2,041	1,984	1,917	1,842	1,761	83.58
大 阪 府	8,817	8,736	8,582	8,358	8,072	7,741	7,378	83.68
群 馬 県	2,024	2,001	1,961	1,908	1,845	1,776	1,699	83.94
宮 城 県	2,360	2,334	2,291	2,231	2,158	2,074	1,982	83.98
静 岡 県	3,792	3,771	3,712	3,623	3,511	3,384	3,242	85.50
岡 山 県	1,957	1,942	1,910	1,864	1,808	1,746	1,677	85.69
三 重 県	1,867	1,854	1,823	1,779	1,725	1,666	1,600	85.70
兵 庫 県	5,591	5,564	5,482	5,355	5,193	5,007	4,799	85.83
京 都 府	2,648	2,629	2,590	2,533	2,459	2,372	2,274	85.88
栃 木 県	2,017	2,006	1,978	1,934	1,879	1,816	1,744	86.47
全 国	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224	110,679	86.62
福 岡 県	5,050	5,034	4,977	4,884	4,759	4,609	4,440	87.92
埼 玉 県	7,054	7,082	7,035	6,923	6,752	6,527	6,258	88.72
千 葉 県	6,056	6,108	6,087	6,008	5,879	5,706	5,498	90.79
愛 知 県	7,255	7,367	7,392	7,359	7,276	7,152	6,991	96.36
神 奈 川 県	8,792	8,962	9,018	8,993	8,896	8,737	8,525	96.96
滋 賀 県	1,380	1,401	1,406	1,401	1,388	1,368	1,341	97.17
東 京 都	12,577	12,906	13,059	13,104	13,047	12,905	12,696	100.95
沖 縄 県	1,362	1,394	1,416	1,429	1,433	1,431	1,422	104.41
減少県*	32	40	42	45	46	47	47	

平成21年度中期財政収支見通し

◎この資料は、平成21年10月に公表している「財政運営指針」から引用したものです。

中期財政収支見通し(一般会計の一般財源ベースで試算)

別表

歳入

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	
一般財源	市 税	62,892	61,544	97.9%	61,559	100.0%	60,400	98.1%	59,867	99.1%
	地方譲与税・交付金	7,408	6,165	83.2%	6,165	100.0%	6,207	100.7%	6,032	97.2%
	地方交付税	16,746	18,370	109.7%	15,598	84.9%	16,515	105.9%	17,333	105.0%
	臨時財政対策債	5,094	6,469	127.0%	8,106	125.3%	8,106	100.0%	8,106	100.0%
	その他	2,324	842	36.2%	738	87.6%	737	99.9%	736	99.9%
	合計 A	94,464	93,390	98.9%	92,166	98.7%	91,965	99.8%	92,074	100.1%

歳出

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度			
	金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率		
一般財源充当	義務的経費	56,036	55,819	99.6%	55,424	99.3%	55,179	99.6%	55,772	101.1%	
	内訳	人件費	26,088	26,361	101.0%	25,788	97.8%	25,568	99.1%	25,675	100.4%
		扶助費	11,599	11,839	102.1%	12,044	101.7%	12,266	101.8%	12,509	102.0%
		公債費	18,349	17,619	96.0%	17,592	99.8%	17,345	98.6%	17,588	101.4%
	投資的経費	4,888	6,383	130.6%	7,505	117.6%	6,746	89.9%	6,817	101.1%	
	その他の経費	34,000	34,538	101.6%	35,708	103.4%	38,087	106.7%	38,423	100.9%	
	合計 B	94,924	96,740	101.9%	98,637	102.0%	100,012	101.4%	101,012	101.0%	

財源不足 A - B	△ 460	△ 3,350	△ 6,471	△ 8,047	△ 8,938
------------	-------	---------	---------	---------	---------

●22~25年度累計額 △ 26,806

(参考)

前年推計時の財源不足	△ 4,645	△ 4,945	△ 5,248	△ 6,474	
------------	---------	---------	---------	---------	--

●21~24年度累計額 △ 21,312

財政状況等一覧表（平成19年度決算状況）

一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	135,673	130,616	5,057	3,458	90	146,219	
老人福祉センター奥の湯温泉事業	137	137	0	0	62	-	
母子寡婦福祉資金貸付事業	139	134	5	5	30	400	
中小企業勤労者福祉共済事業	299	298	1	1	141	-	
太田第2土地区画整理事業	2,566	2,182	384	153	1,464	9,065	
一般会計等(純計)	136,784	131,336	5,447	3,618		155,684	

(注) 1. 一般会計等(純計)欄は、会計間の繰入、繰出しを控除して合計しているため、各列の合計と金額が一致しない場合があります。

公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業	8,247	7,617	630	2,978	111	14,553	2,044	法適用企業
病院事業	7,887	8,110	△223	1,438	1,366	1,921	1,256	法適用企業
塩江簡易水道事業	112	101	11	70	61	448	201	法適用企業
介護老人保健施設事業	304	337	△33	393	-	338	3	法適用企業
特別養護老人ホーム事業	(歳入) 302	(歳出) 187	(形式収支) 115	(実質収支) 115	-	-	-	
下水道事業特別会計	18,957	18,957	0	0	3,695	88,658	39,453	法非適用企業
公共下水道事業	18,316	18,316	0	0	3,389	83,639	-	法非適用企業
特定環境保全公共下水道事業	639	639	0	0	305	5,015	-	法非適用企業
特定地域生活排水処理事業	2	2	0	0	1	4	-	法非適用企業
中央卸売市場事業	407	407	0	0	35	725	363	法非適用企業
農業集落排水事業	12	12	0	0	9	78	78	法非適用企業
食肉センター事業	468	468	0	0	396	2,070	1,784	法非適用企業
国民権庫保険事業	(歳入) 43,074	(歳出) 41,873	(形式収支) 1,201	(実質収支) 1,188	2,930	-	-	
事業勘定	(歳入) 43,039	(歳出) 41,838	(形式収支) 1,201	(実質収支) 1,188	3,858	-	-	
直診勘定	(歳入) 35	(歳出) 35	(形式収支) 0	(実質収支) 0	16	-	-	
老人保健医療事業	(歳入) 38,510	(歳出) 38,490	(形式収支) 20	(実質収支) 20	2,930	-	-	
介護保険事業	(歳入) 24,710	(歳出) 24,380	(形式収支) 330	(実質収支) 323	3,487	-	-	
保険事業勘定	(歳入) 24,474	(歳出) 24,145	(形式収支) 330	(実質収支) 323	3,487	-	-	
介護サービス事業勘定	(歳入) 235	(歳出) 235	(形式収支) 0	(実質収支) 0	-	-	-	
競輪事業	(歳入) 15,385	(歳出) 14,543	(形式収支) 843	(実質収支) 843	-	315	-	
駐車場事業	(歳入) 665	(歳出) 665	(形式収支) 0	(実質収支) 0	173	4,756	847	
公営企業会計等 計				2,490		113,862	46,029	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。
 5. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、会計ごとに算出しており、内訳の事業ごとの算出を行っていないため記載していない。

地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額
高松市土地開発公社	0	17,225	5	-	11,028	6,112	-	-
高松市学校給食会	11	139	10	80	-	-	-	-
高松市福祉事業団	0	44	20	-	-	-	-	-
高松市水道サービス公社	2	361	5	-	-	-	-	-
高松丸亀町まちづくり株式会社	0	-	100	-	-	-	-	-
香川県市町村職員互助会	4	849	21	48	-	-	-	-
高松市スポーツ振興事業団	0	95	10	-	-	-	-	-
高松市花と緑の協会	1	543	10	21	-	-	-	-
高松市国際交流協会	2	473	30	17	-	-	-	-
高松市勤労者総合福祉振興協会	0	124	100	-	-	-	-	-
高松観光コンベンション・ビューロー	0	569	543	93	-	-	-	-
ケーブルメディア四国	0	-	2,000	-	-	-	-	-
高松市食肉卸売市場公社	0	262	30	-	-	-	-	-
高松市文化芸術財団	0	102	10	101	-	-	-	-
湯・遊しおのえ	0	21	9	-	-	-	-	-
香南地域振興	0	39	22	-	-	-	-	-
香南町農業振興公社	0	12	10	-	-	-	-	-
地方公社・第三セクター等 計			2,935	360	11,028	6,112	-	-

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

財政指標の状況

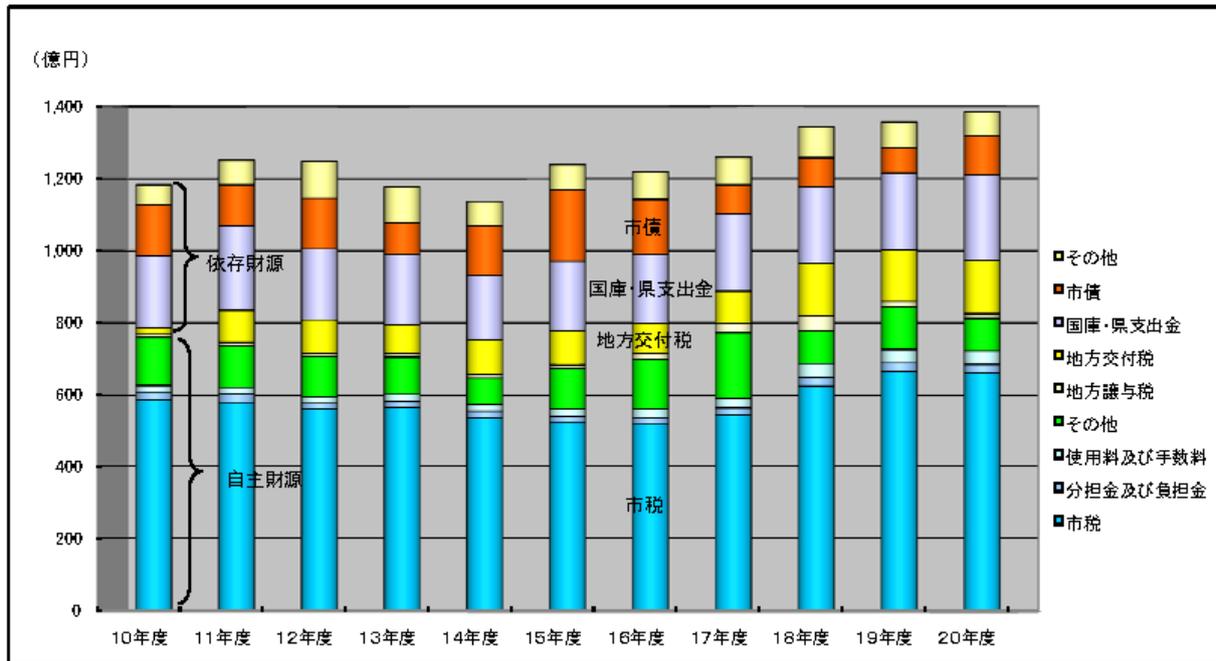
財政指標名	平成19年度
実質赤字比率	3.98
連結実質赤字比率	12.09
実質公債費比率	15.1
将来負担比率	113.1
財政力指数	0.84
経常収支比率	90.0

※各表の金額は、千円単位で集計しているため、四捨五入の関係で各行及び列の計算が合わない場合がある。

財政状況の年度推移

ここでは、歳入、歳出や収支の年度推移から、高松市の財政状況がどのように変わってきたのかグラフから見ていきます。(18年度は合併後、初の通年ベース決算となっています。)

歳入の推移



(単位:千円)

区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
自主財源											
市 税	49.6%	46.5%	45.0%	48.0%	47.3%	42.5%	42.8%	43.3%	46.5%	49.0%	47.7%
分担金及び負担金	1.8%	1.8%	1.2%	1.4%	1.5%	1.3%	1.4%	1.5%	1.8%	1.8%	1.8%
使用料及び手数料	1.5%	1.5%	1.5%	1.6%	1.7%	1.6%	1.9%	2.1%	2.9%	2.7%	2.7%
繰 入 金	7.0%	4.3%	3.5%	3.3%	12%	5.5%	7.2%	3.0%	1.6%	4.7%	1.9%
諸 収 入	2.4%	2.7%	2.6%	2.3%	2.5%	1.5%	2.1%	9.3%	2.1%	2.1%	2.2%
そ の 他	1.8%	2.2%	2.8%	3.2%	2.7%	1.6%	1.9%	2.1%	3.0%	1.9%	2.4%
計	64.3%	59.0%	56.6%	59.8%	56.9%	54.5%	57.3%	61.3%	57.9%	62.2%	58.7%
依存財源											
地方譲与税	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	1.3%	2.0%	3.1%	1.0%	1.0%
地方交付税	1.4%	7.1%	7.5%	6.8%	8.5%	7.5%	7.0%	7.2%	10.8%	10.6%	10.6%
国庫支出金	11.3%	15.1%	11.2%	12.7%	11.8%	12.5%	12.5%	12.4%	11.3%	10.9%	12.6%
県 支 出 金	5.7%	3.7%	4.5%	3.9%	3.9%	3.1%	3.2%	4.7%	4.4%	4.8%	4.5%
市 債	11.9%	9.0%	11.3%	7.4%	11.9%	15.9%	12.4%	6.3%	6.1%	5.2%	7.9%
そ の 他	4.7%	5.4%	8.2%	8.6%	6.2%	5.7%	6.3%	6.1%	6.4%	5.3%	4.7%
計	35.7%	41.0%	43.4%	40.2%	43.1%	45.5%	42.7%	38.7%	42.1%	37.8%	41.3%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
決 算 額	118,303,809	125,116,833	124,824,489	117,730,510	113,746,877	123,847,246	121,869,539	125,886,952	134,259,386	135,684,254	138,401,394

グラフの解説・分析

●高松市の特徴

10年前では、本市自らの手で徴収または収納できる自主財源の割合が、約64.3%ありましたが、景気の低迷による市税の減少に伴い、現在は60%前後で推移しています。相対的に、依存財源の割合が高くなり、地方交付税や国庫・県支出金に依存している傾向にあります。地方分権に呼応し、市の自主性を高めるためには、自主財源の割合がより高い方が望ましいと考えられます。

用語の解説

●地方譲与税とは

地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行して国税として徴収し、そのまま地方に譲与する地方税のことです。例えば自動車重量譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税などがあります。

●地方交付税とは

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のことです。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税があります。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付されます。

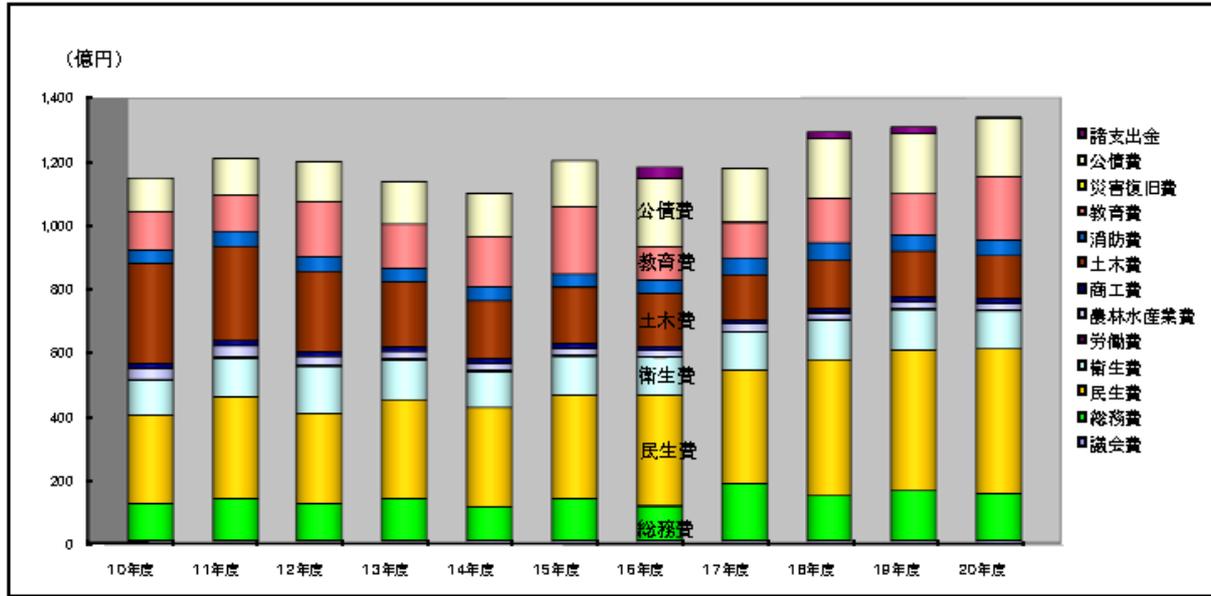
算出方法

国から個々の地方自治体への普通地方交付税の配分額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

●国庫支出金とは

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金のことです。

歳出の推移(目的別)



区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1 議 会 費	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
2 総 務 費	10.0%	10.8%	9.6%	11.5%	9.5%	10.8%	9.1%	15.1%	10.7%	11.8%	10.8%
3 民 生 費	24.5%	26.8%	24.1%	27.8%	28.7%	27.6%	29.8%	30.6%	33.5%	34.2%	34.3%
4 衛 生 費	9.5%	9.9%	12.2%	11.0%	10.4%	10.0%	10.0%	10.1%	9.6%	9.7%	8.9%
5 労 働 費	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
6 農 林 水 産 業 費	3.0%	2.9%	2.2%	2.1%	2.1%	1.8%	1.6%	2.2%	1.6%	1.7%	1.7%
7 商 工 費	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%
8 土 木 費	27.2%	24.5%	21.1%	17.8%	16.4%	14.7%	13.9%	12.0%	11.5%	11.0%	10.0%
9 消 防 費	3.7%	3.8%	3.6%	3.7%	4.0%	3.4%	3.6%	4.4%	4.5%	3.9%	3.7%
10 教 育 費	10.3%	9.3%	14.6%	12.3%	14.3%	17.7%	8.8%	9.4%	10.7%	9.8%	14.9%
11 災 害 復 旧 費							0.2%	0.3%	0.01%		
12 公 債 費	9.3%	9.5%	10.4%	11.7%	12.5%	11.9%	18.0%	14.1%	14.4%	14.4%	13.8%
13 諸 支 出 金							2.9%		1.6%	1.5%	
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
決 算 額	114,864,062	120,809,292	119,795,226	113,542,375	110,095,353	120,084,876	118,140,033	117,735,431	129,017,116	130,616,331	133,635,646

グラフの解説・分析

●高松市の特徴

10年間の推移をみると、民生費、教育費および公債費の割合が大きくなってきています。逆に、土木費の割合は平成10年度の27.2%から平成20年度の10.0%と大きく減少しているのが分ります。

用語の解説

●総務費とは

本庁舎管理、戸籍、統計、徴税、選挙、職員に要する経費等、市の全般的な管理事務に要する経費のことです。

●民生費とは

年金、生活保護、老人・児童福祉等、社会生活の安全等に要する経費のことです。

●衛生費とは

健康づくりや環境対策、ごみ、し尿処理等に要する経費のことです。

●商工費とは

商工業の育成、観光の振興等に要する経費のことです。

●土木費とは

道路、公園、住宅の整備等に要する経費のことです。

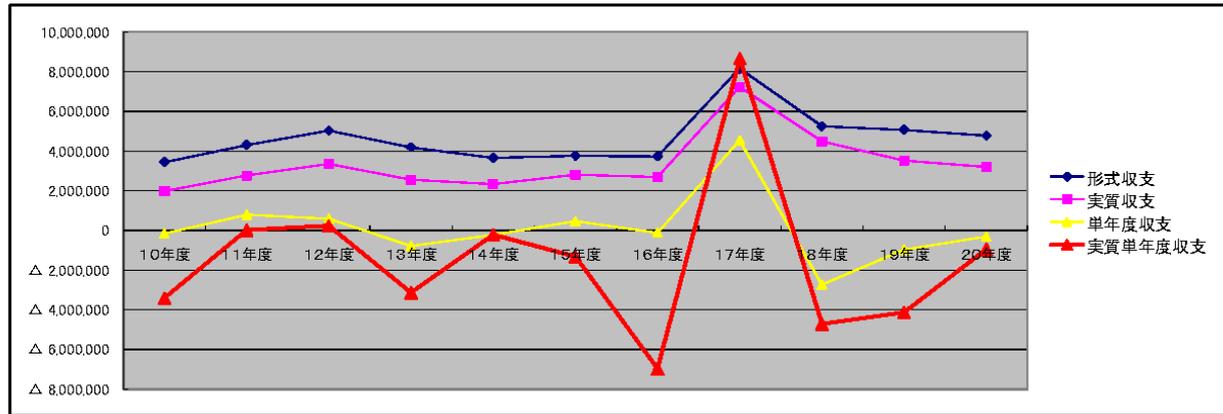
●教育費とは

学校教育や社会教育の振興等に要する経費のことです。

●公債費とは

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費のことです。なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれている。

実質単年度収支の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
形式収支	3,439,747	4,307,541	5,029,263	4,188,135	3,651,524	3,762,370	3,729,506	8,151,521	5,242,270	5,067,923	4,765,748
実質収支	1,979,249	2,766,754	3,351,951	2,561,134	2,341,034	2,803,587	2,684,018	7,226,695	4,485,814	3,512,111	3,196,409
単年度収支	△166,567	787,505	585,197	△790,817	△220,100	462,553	△119,569	4,542,677	△2,740,881	△973,703	△315,702
実質単年度収支	△3,413,011	9,599	227,536	△3,140,437	△216,416	△1,332,812	△6,965,857	8,653,951	△4,709,656	△4,143,284	△955,692

グラフの解説・分析

●高松市の特徴

単年度収支は平成17, 18年度を除き、「0」のライン上をほぼ推移していますが、実質単年度収支は概ね赤字となっています。特に平成16年度決算で大きく落ち込んでいます。これは、基金を取り崩していることを意味しています。また、平成20年度決算では、平成19年度に比べ、約31億8,100万円赤字が減少しています。

用語の解説

●形式収支とは

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額のことです。

●実質収支とは

歳入歳出の差引き額(形式収支)から継続費や繰越明許費に伴って翌年度へ繰り越すべき一般財源を控除した決算額のことです。地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要な指標と言われています。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

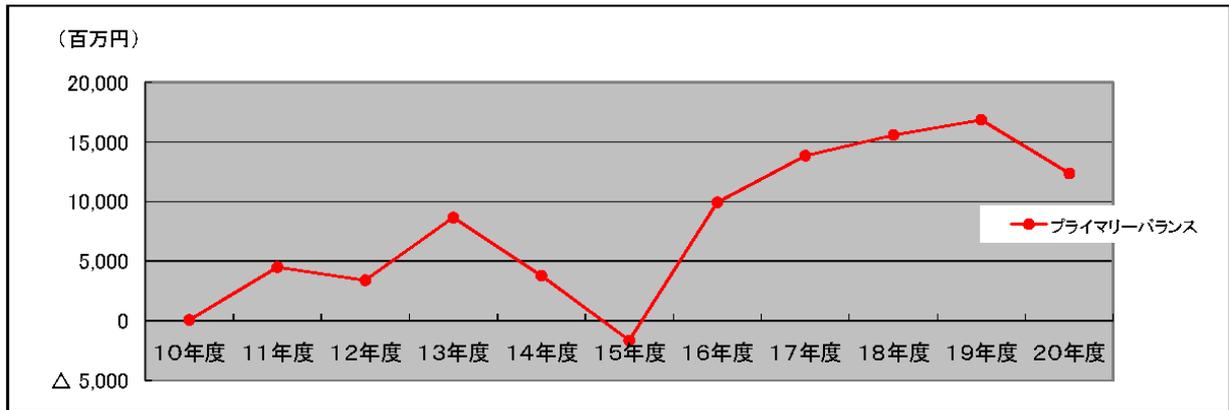
●単年度収支とは

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のことです。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。

●実質単年度収支とは

今年度と前年度の実質収支の差額に、実質的な黒字要素である基金の積立て額や市債の繰上償還額と赤字要素である基金の取崩し額を控除した実質的な単年度収支のことです。

基礎的財政収支(プライマリーバランス)の推移



区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
プライマリーバランス	94	4,509	3,403	8,675	3,789	△ 1,633	9,934	13,857	15,575	16,852	12,367

グラフの解説・分析

●高松市の特徴

本市のプライマリーバランスは、近年は平成15年度以外は概ね黒字になっています。これは、財政再建に向けた取り組みの成果が現れていると言えます。今後とも、行財政改革に基づき、プライマリーバランスに配慮しながら、引き続き健全な財政運営を行っていきます。

用語の解説

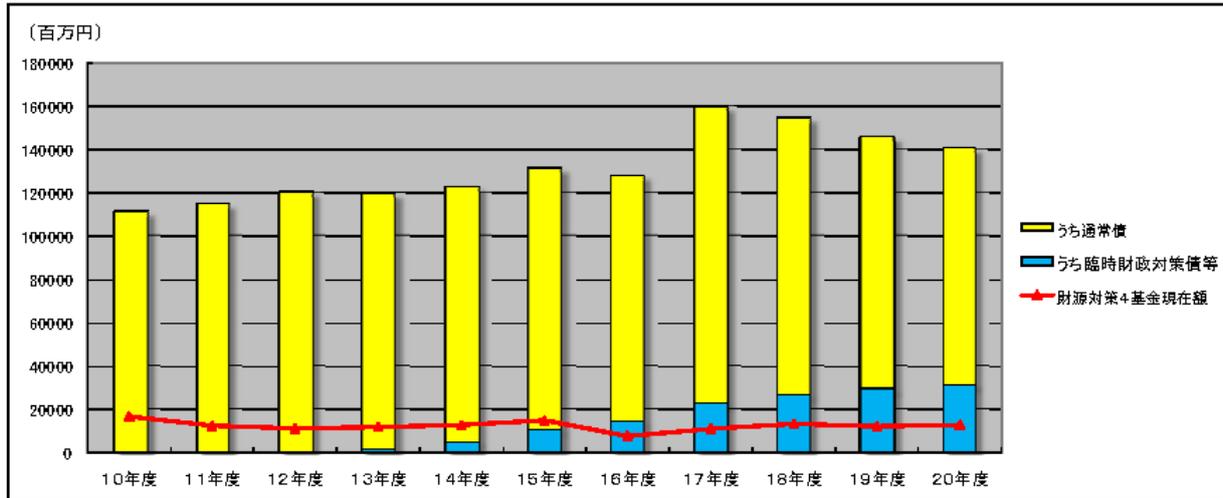
●プライマリーバランス(基礎的財政収支)とは

政策的な支出を新たな借入に頼らずに、その年度の税収等でまかなわれているかどうか、子どもや孫等次の世代に負担を先送りしているかどうかを示す指標です。具体的には、借入を除く税収等の歳入から市債の発行や過去の借入に対する元利償還等を除いた歳出を差し引いた財政収支のことです。プライマリーバランスが均衡することは、市債発行残高の増加を止めるための条件になります。なぜなら、プライマリーバランスの赤字が続いている限り、それを埋めるために、市債発行残高は増加せざるを得ないからです。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出をまかなうこととなります。

算出方法

$$(\text{歳入} - \text{市債収入}) - (\text{歳出} - \text{公債費})$$

市債現債高と基金残高の推移



(単位:百万円)

市債	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計市債現債高	111,133	114,966	120,459	119,630	122,912	131,407	128,057	160,116	154,825	145,822	140,716
うち臨時財政対策債等				1,450	4,735	10,264	14,243	22,368	26,688	29,296	31,329
臨時財政対策債を除いた額				118,180	118,177	121,143	113,814	137,748	128,137	116,526	109,387

(単位:百万円)

基金	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
財源対策4基金現在額	16,634	12,406	11,183	11,919	12,736	14,923	7,693	11,114	13,356	12,148	12,880
財政調整基金	5,678	5,890	6,922	6,253	7,546	6,931	1,495	6,956	9,187	8,755	9,750
減債基金	3,653	2,165	2,603	4,105	4,108	4,110	2,313	438	440	442	444
生活環境施設整備基金	1,496	801	24	24	24	24	24	24	24	24	24
建設事業基金	5,807	3,550	1,634	1,537	1,058	3,858	3,861	3,696	3,705	2,927	2,662

グラフの解説・分析

●高松市の特徴

一般会計市債現債高では、前年度と比較すると、臨時財政対策債を除き、平成20年度末が約1,093億8,700万円となっており、平成19年度末と比べ、

約71億3,900万円減少しています。これは、今後のプライマリーバランスに留意するため、新規の市債発行は極力抑制したこと等によります。また、平成10年度末の約1,111億円が、平成20年度末では約1,093億8,700万円と、10年前と比較すると約2%減少しています。

4基金の前年度比較をすると、平成20年度末が約128億8,000万円となっており、平成19年度末と比べ、約7億3,200万円増加しています。これは、平成19年度決算剰余金の積立てや、土地開発基金を廃止し、財政調整基金に積み立てたことによります。また、平成10年度末では、約166億円が、平成20年度では約128億8,000万円と、10年前の約78%にまで減少しています。

用語の解説

●市債(地方債)とは

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われることです。したがって、借り入れた年度の歳入で返済する一時借入金は市債には含まれません。

●基金とは

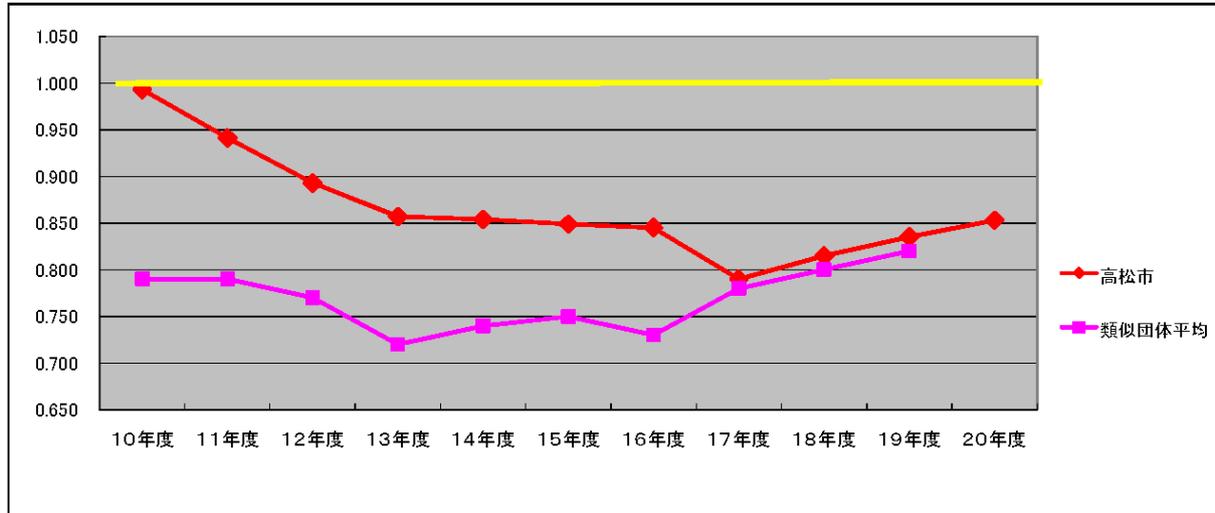
地方公共団体が条例に定めるところにより、設けられた資金又は財産で、2種類に大別されます。

特定の目的のために財産を維持し、資金を積立てるために設置される積立型と特定の目的のために定額の資金を運用するために設置される運用型です。

主要な財政指標(普通会計)の年度推移

ここでは、主な財政指標(普通会計)を類似団体と比較し、高松市の財政状況がどのように推移しているのかグラフからみていきます。類似団体の財政指標を身近な尺度として利用することは、自らの財政運営の問題の所在を明らかにするとともに、財政の健全性確保を検討するにあたって有効な手法であるといわれています。なお、類似団体とは、全国の市町村を「人口」と「産業構造」を基に類型化したものです。

財政力指数の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
高松市	0.993	0.941	0.893	0.857	0.854	0.849	0.845	0.790	0.815	0.835	0.853
類似団体平均	0.79	0.79	0.77	0.72	0.74	0.75	0.73	0.78	0.80	0.82	

グラフの解説・分析

●高松市の特徴

類似団体より上方で推移しているものの、右肩下がりで推移し、平成10年度に「1」を下回った後も、数値は下降傾向にありました。平成20年度は0.853と3年連続で数値は上昇しており、回復傾向が見られます。

用語の解説

●普通会計とは

一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額となります。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一した把握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分のことで。

●財政力指数とは

地方公共団体の財政力を示すものであり、一般財源の必要額に対し、市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを表す指数です。指数が「1」に近い団体ほど財源に余裕があり、「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、標準的な水準以上の行政を行うことができます。

算出方法

財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額(過去3年間の平均)

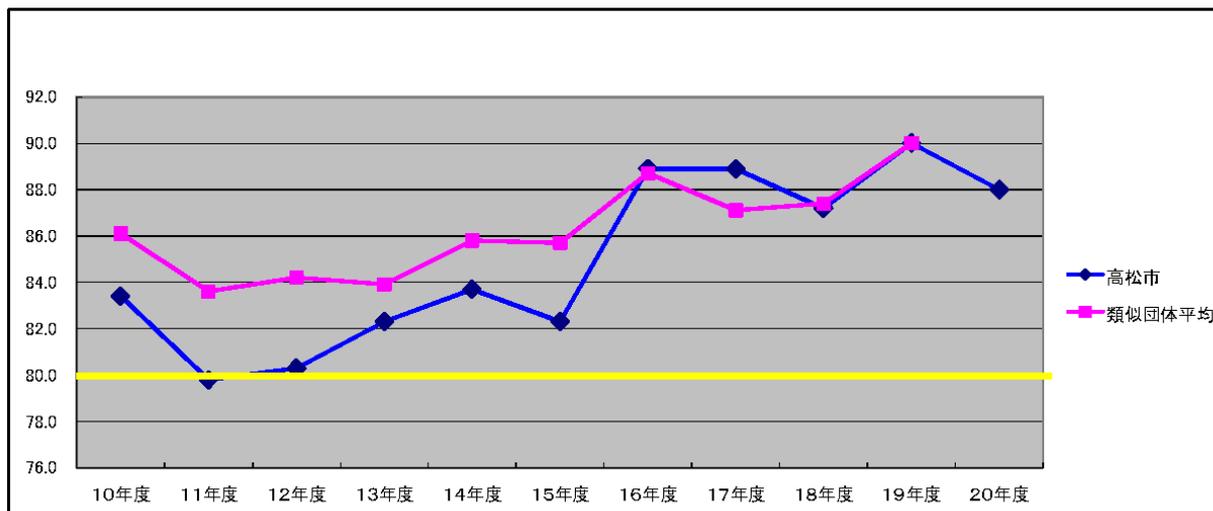
●基準財政収入額とは

普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が標準的に収入できると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、一般的には、市町村では標準税率で算定した当該年度の収入見込額の75%とされています。

●基準財政需要額とは

地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的な水準で行政を行った場合に要する財政需要額のことで。

経常収支比率の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
高松市	83.4	79.8	80.3	82.3	83.7	82.3	88.9	88.9	87.2	90.0	88.0
類似団体平均	86.1	83.6	84.2	83.9	85.8	85.7	88.7	87.1	87.4	90.0	

グラフの解説・分析

●高松市の特徴

類似団体より概ね下方で推移しているものの、数値は徐々に上昇を続けており、平成10年度には既に警告ラインの80%を超え、平成20年度は88%と昨年度の90%と比べ若干の改善傾向が見られますが、近年では90%に近い数値となっています。このことから、依然として高松市の財政構造が硬直化していることが読み取れます。

用語の解説

●経常収支比率とは

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示しています。一般的には75%程度が妥当と考えられ、80%を超えるとその地方公共団体は、弾力性が失いつつあると言われています。

算出方法

経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 / 経常一般財源総額 × 100 (%)

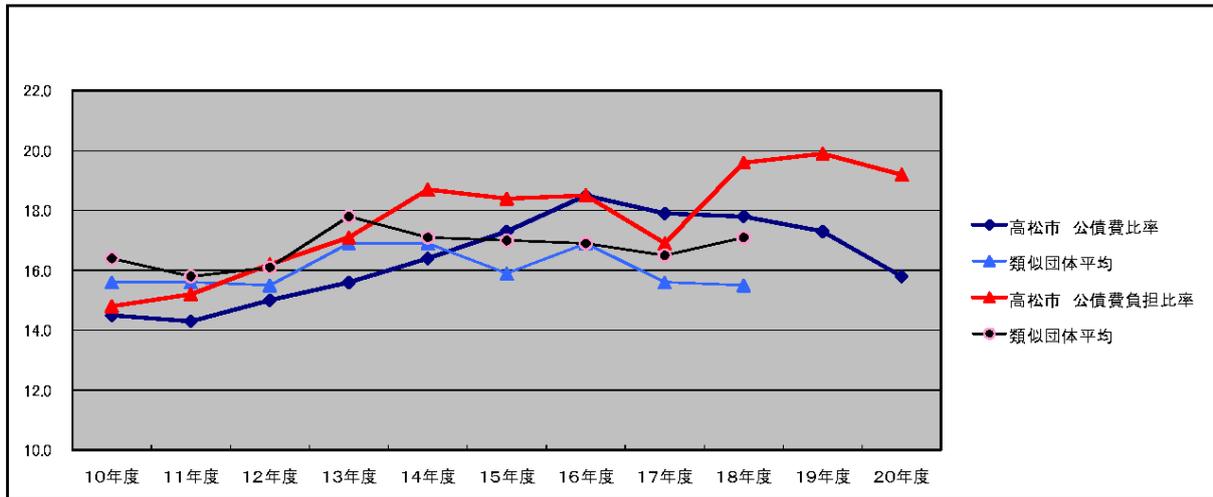
●経常経費とは

人件費、扶助費、公債費などの毎年固定的に支出される経費のことです。

●経常一般財源とは

地方税、地方交付税、地方譲与税等の毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用することができる収入のことです。

公債費比率と公債費負担比率の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
高松市 公債費比率	14.5	14.3	15.0	15.6	16.4	17.3	18.5	17.9	17.8	17.3	15.8
類似団体平均	15.6	15.6	15.5	16.9	16.9	15.9	16.9	15.6	15.5		
高松市 公債費負担比率	14.8	15.2	16.2	17.1	18.7	18.4	18.5	16.9	19.6	19.9	19.2
類似団体平均	16.4	15.8	16.1	17.8	17.1	17.0	16.9	16.5	17.1		

グラフの解説・分析

●高松市の特徴

10年前では、公債費比率、公債費負担比率ともに類似団体より数値が低かったが、公債費比率は平成15年度に、公債費負担比率は平成14年度に逆転しています。これは、高松市の公債費比率、公債費負担比率が、類似団体よりも悪化してきていることを示しています。

用語の解説

●公債費とは

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入金利子の合計額のことです。人件費、扶助費ともに義務的経費のひとつとなっています。

●公債費比率とは

経常一般財源総額に占める地方債の元利償還金に充当された一般財源の割合（地方債の元利償還金が一般財源に占める割合）を示す指標です。この数値が高いほど、市独自の政策的予算は減少し、将来の住民への負担を強いることとなり、財政構造の弾力性を圧迫することとなります。

●公債費負担比率とは

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことです。その比率が高ければ高いほど、財政構造が硬直化していると言えます。

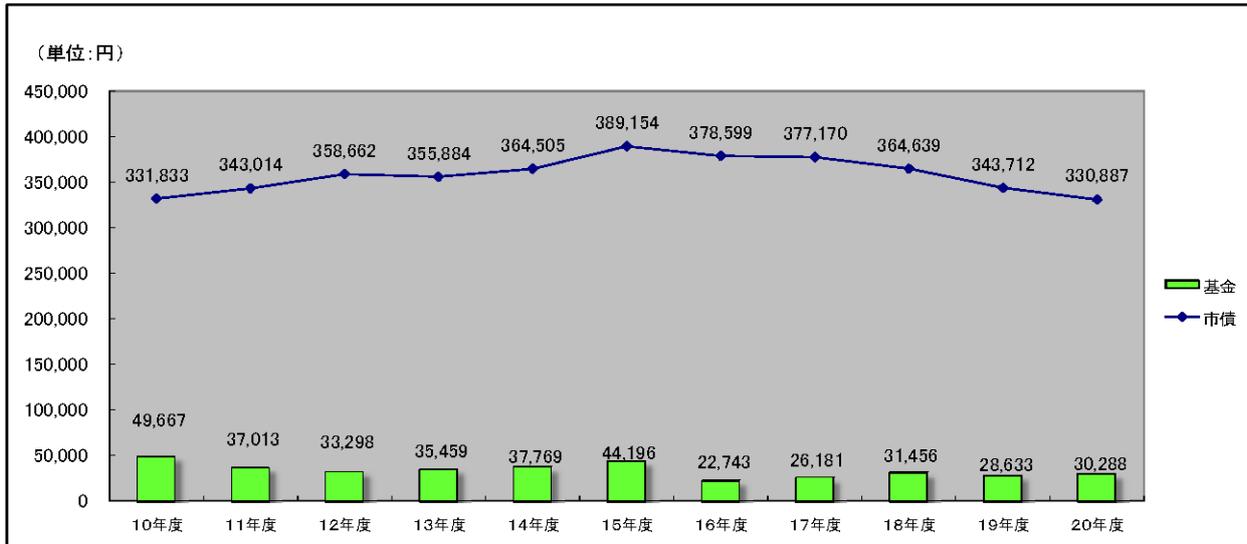
算出方法

$$\text{公債費負担比率} = \text{公債費充当一般財源等} / \text{一般財源総額} \times 100 (\%)$$

●実質公債費比率とは

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものです（地方財政法第5条の4第1項第2号）。実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度以降においても、起債に当たり許可が必要となります。なお、平成20年度の高松市の実質公債費比率（3ヶ年平均）は、14.1%となっています。

市民一人当たりの市債現債高と基金残高の推移



(単位:千円, ただし一人当たりは単位:円)

市債	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計市債現債高	111,132,736	114,965,596	120,458,586	119,629,645	122,911,968	131,406,693	128,056,606	160,116,004	154,824,671	145,821,568	140,715,854
臨時財政対策債を除いた額				118,179,645	118,176,968	121,142,593	113,813,806	137,747,992	128,137,373	116,526,196	109,387,487
一般会計市債現債高(一人当たり)	331,833	343,014	358,662	355,884	364,505	389,154	378,599	377,170	364,639	343,712	330,887
臨時財政対策債を除いた額(一人当たり)				351,570	350,463	358,757	336,490	324,479	301,786	274,661	257,220

基金	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
財源対策4基金現在額	16,633,656	12,405,523	11,183,406	11,919,383	12,735,855	14,923,793	7,692,513	11,114,419	13,356,313	12,147,583	12,880,361
財政調整基金	5,677,986	5,890,080	6,922,419	6,252,799	7,546,483	6,931,118	1,494,830	6,956,104	9,187,329	8,754,853	9,749,718
減債基金	3,652,700	2,164,618	2,602,724	4,105,460	4,107,582	4,110,443	2,312,970	438,495	439,612	441,591	443,811
生活環境施設整備基金	1,496,229	801,111	23,992	24,015	24,020	24,027	24,034	24,042	24,066	24,150	24,247
建設事業基金	5,806,741	3,549,714	1,634,271	1,537,109	1,057,770	3,858,205	3,860,679	3,695,778	3,705,306	2,926,989	2,662,585
財源対策4基金現在高(一人当たり)	49,667	37,013	33,298	35,459	37,769	44,196	22,743	26,181	31,456	28,633	30,288
財政調整基金(一人当たり)	16,954	17,574	20,611	18,601	22,380	20,526	4,419	16,386	21,638	20,636	22,926
減債基金(一人当たり)	10,907	6,458	7,750	12,213	12,181	12,173	6,838	1,033	1,035	1,041	1,044
生活環境施設整備基金(一人当たり)	4,468	2,390	71	71	71	71	71	57	57	57	57
建設事業基金(一人当たり)	17,338	10,591	4,866	4,573	3,137	11,426	11,414	8,706	8,727	6,899	6,261

住基人口(各年度末)	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
住基人口	334,906	335,163	335,855	336,148	337,202	337,673	338,238	424,520	424,597	424,255	425,268

グラフの解説・分析

●高松市の特徴

市民1人当たりの借金(市債)は平成10年度末の331,833円が、平成20年度末では330,887円と10年前とほぼ同じ水準となりましたが、貯金(基金)は、平成10年度末の49,667円が、平成20年度末では30,288円と10年前の約6割程度にまで減少しています。

用語の解説

●市債とは

道路や公共施設の整備等の事業の財源とするため、国や銀行等から長期に借り入れする資金のことで、家庭における借金に相当します。

●基金とは

将来、安定した財政運営を行うことができるよう基金を設置しており、家庭における貯金に相当します。

